

独占禁止法研究会第14回会合議事録

1. 日時 平成29年3月1日(水) 14:00~16:50
2. 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階大会議室
3. 出席者

【会員】

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会員	井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	及川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長・政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社編集局次長
	大竹 たかし	シティユーワ法律事務所 弁護士(オブ・カウンスル) 元東京高等裁判所部総括判事
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒木 麻実	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向 宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士(パートナー) 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

【井上会員の同席者】

長谷川 雅巳	一般社団法人日本経済団体連合会	経済基盤本部副本部長
大内 政太	一般社団法人日本経済団体連合会	経済法規委員会競争法部会委員

【公正取引委員会】

杉本委員長, 幕田委員, 山本委員, 三村委員, 青木委員

【公正取引委員会事務総局】

山田経済取引局長，藤本官房総務課長，杉山経済取引局総務課長，
片桐管理企画課長，向井官房参事官

4. 議題 独占禁止法研究会報告書（案）の検討

○岸井座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから独占禁止法研究会の第14回会合を開催させていただきます。

会員の皆様におかれましては、本日も御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

なお、本日、井手会員及び柳川会員におかれましては、所用のため御欠席です。

本日も、前々回からの会合に引き続き、報告書（案）の検討を進めていきたいと思っております。

本日は、報告書（案）の第3の14「新制度に見合った手続保障」の議論を終わらせた上で、まだ報告書（案）には記載がありませんけれども、第11回会合で配布された各論検討資料を事務局の方から御説明いただいた上で、これを基に、「制度全体で見た場合の体系的な検証」まで検討を終えたいと思っております。

「新制度に見合った手続保障」の検討を始めるに当たって、前回会合で井上会員及び向会員から、導入を求める防御権の具体的な必要性及び具体的な内容等について御説明を頂きました。

今回は、その御説明内容を踏まえて、「新制度に見合った手続保障」について、十分な検討を行いたいと思っております。

また、新制度に見合った手続保障について十分な検討を行うためには、実務や実態について理解を深める必要もあると思っておりますので、本日は、井上会員からの御要望もありまして、井上会員の同席者として、前回に引き続き経団連経済基盤本部の長谷川副本部長、それから新たに経団連の経済法規委員会競争法部会委員の大内さんにも、御議論に加わっていただいております。

議論の過程で、実務や実態について御不明な点等ございましたら、適宜、

質疑応答を交えていただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、もしよろしければ、大内さん、簡単に一言自己紹介をお願いします。

○大内氏 経団連の競争法部会委員の大内と申します。新日鐵住金の法務部に所属しております。

今日は、もし実務に議論が及ぶようでしたら、可能な範囲でお話したいと思います。よろしく願いいたします。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それから、本日は、黒木会員から意見書を御提出いただいておりますので、後ほど御説明いただきたいと思います。

それでは、本日も、時間内に議論が終わらなければ延長させていただく予定です。

本日は、報告書（案）の検討の最終日となり、次回の報告書の取りまとめに向けて重要な会合となりますので、前回と異なりまして、次の会議の予定も入っていないということですので、時間は気にせず、十分に御議論を尽くしていただければと思います。ただ、夜中までやるというわけにもいきませんので、大体1時間ぐらいの延長をめどにということ、早く終われば、それに越したことはございませんし、そういうことで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に検討の進め方について御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、検討に入る前に、本日の配布資料について、事務局から簡単に御説明いただきたいと思います。

○向井参事官 事務局の向井です。

まず、お手元の配布資料について確認させていただきます。本日は、資料1といたしまして、「いわゆる秘匿特権の実態解明への影響」という一枚紙を配布しております。これにつきましては、私から後ほど説明させていただきます。資料2は、黒木会員からの意見書です。こちらにつきましては、黒木会員から後ほど御説明をお願いしたいと思います。

また、本日は、報告書（案）と、第11回会合で配布いたしました新制度全体の検証についての各論検討資料も御利用いただく予定です。第11回会

合で配布した各論検討資料につきましては、本日、改めて席上に配布しております。これにつきましても、後ほど御説明させていただきたいと思えます。

お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

お手元にあるようですので、資料の説明に入りたいと思います。

まず、資料1の位置づけについて説明させていただきます。前回の会合におきまして、井上会員、向会員から、秘匿特権についていろいろ御説明いただきました。しかしながら、御説明いただいた内容だけですと、具体的にどういう資料があるのか、それが秘匿された場合に、公正取引委員会の実態解明にどういう影響があるのかというのがなかなか全体として分かりづらいのではないかと思います。僭越ではありますが、事務局の方で、資料1としてまとめさせていただきました。

本日は、この資料も踏まえまして、御議論をいただければと思います。

資料1の内容について簡単に説明いたします。まず、通常ですと、会社の中で何か問題行為があるということで、法務部に通報があります。

それで、事業者が、外部の弁護士に、その行為が法的に問題があるのかどうかということを確認するというやりとりが行われることになるわけです。

そのやりとりの過程で、事業者は、社内に必要な調査を行うこととなります。

具体的には、通報があった場合に、例えば営業部長や営業課長からヒアリングすることになります。また、法務部としては、法的評価ということで、問題の行為がどういうものなのか、事業者としてはどういう対応をすべきなのかを検討するメモ等が作成されることとなります。

その他、問題行為の担当者のメールとか、手帳といった、いわゆる一次資料があります。

こういう資料について、議論がなされております秘匿特権に運用上配慮することになりますと、公正取引委員会の事件調査における実態解明機能にどういう影響があるのかということ留意点としてまとめたものです。

弁護士と事業者の相談といいますが、例えば事実の部分もありますし、事業者の見解を含む相談内容の部分もあります。それに対しまして、法的な評価を示した弁護士の助言もあります。

これらについて、どの範囲が秘匿に値するののかという議論が必要ではないかと思えます。

秘匿を認める場合でも、例えば、当該事業者が課徴金減免申請をした場合又は申請しなかった場合に、これらの取扱いを分けることも考えられます。

例えば、相談に当たって社内で調査をした際の記録は、いわゆる二次資料と呼ばれていますが、こういう資料は、事業者が減免申請すれば、事後的に公正取引委員会に報告があるのかどうかということを検討しながら、どの範囲で秘匿を認めるかを検討する必要があるのではないかと考えられます。

一次資料につきましては、基本的には、もともとある事実ですので、秘匿対象ではないということは井上会員及び向会員も同じ考え方だと思えます。

以上を踏まえまして、これらの資料が、仮に秘匿対象だと主張されまして、公正取引委員会が何らかの配慮をするということになりますと、実態解明に与える影響やその程度を踏まえながら、秘匿特権をどの範囲で認めるのが適当かを皆様で御議論いただければと思っております。このような資料を用意させていただきました。

事務局からは以上です。

○岸井座長 それでは、ただいまの事務局からの説明に御質問、御意見等ございますでしょうか。特に大丈夫ですか。

それでは、前回会合における井上会員及び向会員からの御説明と、本日の配布資料を参考にしつつ、新制度に見合った手続保障の検討に入りたいと思えますが、最初に意見書を御提出いただきました黒木会員から、御意見の内容について簡単に御説明いただければと思えます。

黒木会員、よろしく願いいたします。

○黒木会員 意見書を提出させていただきましたので、その要点を述べさせていただきます。

きます。

前回の会合で、経団連からの御説明がありましたけれども、この中で、弁護士依頼者間秘匿特権を認めることで、違反行為の発見及び課徴金減免申請が促進・徹底されるとあります。しかし、弁護士への相談内容が秘匿されることにより、なぜ「違反の発見」が「促進される」ことにつながるのか、一般消費者、国民からすると、理解できません。

秘匿される範囲は限られるという御説明でしたが、一体、どの範囲まで何が秘匿されるのか、はっきり言って分からず、もし実態解明に影響のない内容であれば、そもそも秘匿する必要はないのではないのでしょうか。

結局、秘匿されることで、違反行為の実態解明が遅れることにもつながるのではないかと懸念しております。

秘匿特権を仮に認めるといたしましても、本当に違反行為の発見や課徴金減免申請を促進・徹底させる範囲においてのみ考慮すべきと考えています。

また、供述聴取手続における弁護士の立会い、録音・録画などは、実態解明機能を損なう危険性がありますから、独占禁止法の手続において認める場合には、消費者にも納得できる理由が必要だと考えています。

前回の事務局からの御説明があったとおり、供述聴取についての苦情は極めて少ないという現状では、これを認める必要性はないと考えています。

独占禁止法第1条では、一般消費者の利益を確保するという目的が掲げられております。違反事業者に配慮した内容ではなくて、この目的に沿った制度設計を望んでおります。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、具体的な議論に入っていきますが、議論の中心は秘匿特権になると思うのですが、手続保障の問題は、報告書（案）を見ていただきますと、50頁からです。総論がまずありまして、その次に、52頁に事前手続、そして53頁から、弁護士・依頼者間秘匿特権、それで56頁から、供述聴取手続における防御権、こういう構成になっております。順番にやっていきたいと思っておりますので、最初に総論でいろいろな議論が書いてあり

ますけれども、これについて特に何か意見なり、コメントなりがありましたら、簡単にでも構いませんので、御議論、御意見を頂けたらと思います。

よろしいですか。ここは50頁の下の方の囲みに書いてありますが、一言で言いますと、手続保障の範囲と公正取引委員会の実態解明機能の確保とは相互にバランスが取れたものとする必要があるというのが、この報告書（案）の基本的なスタンスということです。これは基本的にこういう方向でということ、特によろしいですか。

それでは、これはこういう形にさせていただきます。

52頁の事前手続についてですけれども、これまでの会合でも議論したところなので、基本的に現行の意見聴取手続は見直す必要はないというのが、今回の報告書（案）の結論ですけれども、これについても特によろしいですか。

井上会員、どうぞ。

○井上会員 52頁の事前手続のところ、今回、事前手続における閲覧・謄写につきましては、「公正取引委員会の認定した事実」、あるいは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」を立証する証拠全てが閲覧できるということによいのではないかということなのですけれども、謄写の範囲については、52頁の一番下の行にございますとおり、「謄写については、事業者の秘密等を保護しつつ」「自社証拠に限定」されるということになっております。

今回の見直しにより、課徴金の減額に関する他社証拠につきまして、会社にとっては非常に重要な書類になってまいります。したがって、この部分につきましても、閲覧のみならず、是非、謄写についても認めていただくことができないかということについて、検討いただければと考えております。

○岸井座長 これは具体的に、そういうことを書き込んでほしいということですか。

○井上会員 そうしていただければ有り難いです。

○岸井座長 では、そういう意見が出されたということで、報告書にどういうふうを書くかというのは、また改めてということで、これについて何かほかの方、意見ございますか。これについては必要ないという意見も当然、以前、ほ

かの会員の方からも出されておりましたので、両方の意見が出ているという事でよろしいですかね。

私の方から、これについて、今の点とちょっと違うのですけれども、一つだけ注意というか、断りを入れておきますと、53頁のところ、いわゆる調査協力インセンティブ制度との関わりでの事前手続の点ですけれども、一番下の方から5行目ぐらいのところ、公正取引委員会としては、証拠書類については、事業者が提出し、公正取引委員会が入手した時期を明記すると書かれていますが、これは従来はなかった新しい追加点ですので、これは積極的に、新しい事実を開示するという事ですから、御確認いただければと思います。

向会員、どうぞ。

○向会員 私の方からも確認ということで申し上げたいのですが、昨年11月15日付けの日本弁護士連合会の意見書を資料として出させていただきます。その8頁に、この事前手続における閲覧・謄写の範囲についても意見を出させていただきます。一定の配慮をしながら、現状よりも拡大していただくのが良いのではないかという意見を出させていただきますので、これも併せて申し上げます。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、この点については、よろしいですか。

いろいろ最後のところで、文言とか細かいところについては、議論はまだ完全には終わっていないものの、基本的に、総論と、それから事前手続のところは、この内容で意見集約できたということでもよろしいですね。

次に、秘匿特権の話ですけれども、先ほど黒木会員からも意見書の説明を頂きましたので、これから議論を始めます。前回、井上会員と向会員からこの論点について御報告いただきましたが、何か議論の枠を狭めるとかいうものではなく、私の方から交通整理ということで、2点だけ確認させていただきたいと思います。

1つは、秘匿特権についての、先ほどの事務局から説明があった実態解明への影響という資料ですけれども、議論が混乱すると困りますので、説明しますが、これは、問題となる文書の種類を3つに分けてあります。

経団連から出された資料も似たような整理でしたし、日弁連も同様の用語を用いていたと思うのですけれども、証拠という言葉の定義について、広くも狭くも取られるので、下を書いてありますが、違反被疑行為時に担当者が作成・利用していたメール、手帳等の原資料は、「一次資料」といたします。それから、違反被疑行為について社内調査する過程で作成した資料は、「二次資料」と呼ぶことにいたします。また、一番上の「弁護士とのやり取り」があります。これらについて、「一次資料」、「二次資料」、それから「弁護士とのやり取り」という、3つに区別させていただきます。

それで、法律の専門家でない方もいるので、用語の定義が混乱しないように説明しますと、通常は、証拠というときには、この一次資料も二次資料も弁護士とのやりとりも、広い意味での証拠という意味では全て、違反行為の認定に関わる証拠といわれております。

ですから、いわゆる秘匿特権というのは、これらの証拠について、その利用を制限する話だということを、この研究会での共通の認識として確認していただきたいと思います。

それからもう一つ、資料としては、向会員から、秘匿特権として認めるべき範囲を示した資料を、第13回会合の資料3として提出いただきましたけれども、これも資料としては非常に有益なので、先ほどの公正取引委員会のポンチ絵と一緒に、秘匿特権について議論するときは、一つの重要な資料として使っていただければと思います。

それから、これは対象範囲を区切るのではないので、くれぐれもそこは注意していただきたいのですけれども、対象となる違反行為類型について、課徴金減免制度の対象となるカルテル、談合に限るのか、それとも、それ以外の私的独占とか不公正な取引方法も含めるのかというのは、これは経団連と日弁連の間でも、少し意見が違っているようですので確認します。今までの議論では、まずはカルテル、談合を念頭に置いて見直しの検討を進めてきましたので、弁護士・依頼者間秘匿特権についても、カルテル、談合に焦点を絞って議論したいと思います。もちろん、それ以外の違反行為については、一切議論しないという意味ではありません。それで更に必要だということであれば、他の行為類型についても秘匿特権を認めるべき

だと主張しているのは、日弁連だと思しますので、向会員からまた御意見を言っていて議論するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○村上会員 今の点だけよろしいですか。

私は、結論はそうなると思うのです。今回の防御権の保障で、弁護士立会いにしても、秘匿特権の付与にしても、どこに与えられるかというのは、カルテル事件についてという結論になる。

ただ、そこは、最初から分けるのではなくて、理由があるのであって、それは独占禁止法審査手続についての懇談会で話をしていて、調査協力を促進するメカニズムというか、そういうインセンティブが入るような仕組みが入った場合には、それを見合いにして、もう一度、秘匿特権とか、それから弁護士立会の権利を与えるかどうか見直すということだったと思います。

それで今、主たる問題というのは、リニエンシーの枠組みの中で、特にカルテル、談合事件については、今回きちんとインセンティブというか、調査協力する仕組みがきちんと導入されるということになれば、秘匿特権とか、弁護士立会い等の防御権の保障も基本的に入ってよいだろうと思います。

カルテル以外のものについては、残念ながら、今回は、調査協力するインセンティブは入らなかったと、私が言いたいのは、カルテル以外の独占禁止法第3条違反行為でも、もし仮に上限方式の制裁金方式が入るならば、どういう具体的制度設計にしろ、調査に協力した場合には課徴金を減額するという、その調査協力のインセンティブは入るわけですが、今回はカルテル以外には一切、そういう話はなかった。したがって、カルテルについては独占禁止法審査手続についての懇談会で議論があったように、見合いの要件が満たされるので当然防御権の保障は入ってもよいだろうと考えます。

ただ、カルテル以外のものについては、今回は、そういう意味では調査協力インセンティブを促進する仕組みというのは、どこにも入らなかったというか、現行制度と一切変わらないので、それについては動いていない

のであって、したがって、自動的に、防御権の保障は見送りという結論で問題ない。私は、そういう意味で2つに区切られるだろうという感じになると思います。

○岸井座長 村上会員の議論はまた後でお願いします。ほかの違反行為類型についても秘匿特権が必要かどうかは、また別途検討するときに議論するというところで、よろしいですね。

それでは、前回の井上会員、向会員の御報告に対して御質問、あるいは直接それと関わらない御意見でも構いませんので、皆様遠慮なく御意見を頂けますか。

○村上会員 向会員が、この前の秘匿特権についての説明の際に挙げられた事例についてよろしいですか。あの事例は、私は非常によくできているケーススタディーの事例だと思うので。

それで、今度の話から見ると、今は減免制度のあの事例の場合に、弁護士が仮に公正取引委員会に減免申請した場合には、証拠を2つ持っていて、こういう事情だといって、減免申請した時点で、減免申請の資格は認めるし、減額の率もそこで確定するというのが、今の実務だろうと思います。

それで、新制度における減免制度では、その減免申請をしても、本当に資格があるかどうかというのと、それから減額率が幾らになるのかというのは、これはその時点でははっきりしないというのが、EU型というか、今度入れる減免制度の話であって、その後の手続を考えてもらえばよい。減免申請した後、ヨーロッパの手続では、審査官から会社なり弁護士に対して当然、報告依頼、報告命令というのが出ます。事実関係について、その証拠に関する事柄、その他、違反行為に関する事実をちゃんと社内調査して、こちらに報告しろという報告依頼が出たり、報告命令が出て、それに対する回答が出てくる。

それで回答が出てくるわけです。

どうやるかという、当然、名宛人はX株式会社ですから、X株式会社に対して、きちんと関連事実を報告しろという報告依頼、報告命令が、これは文書の形で出る。この手続は、きちんとした法的手続を取らないと、後で資格を失うか失わないか、そこを検証したり立証することに一番大事

な話ですから、調査当局からきちんとその報告依頼、報告命令が出て、それに対して、会社の方としてきちんと違反事実について調べた結果を、回答の中に出していくという、そういう手続になる。

したがって、まずは会社に対して報告依頼、報告命令を出して、それで、そこできちんと、社内調査できて、先ほどの事例で見たように、関係した法務部長にヒアリングなり事情聴取をしてきちんとした事実関係が出せないなら、それはもう完全に継続的な協力義務というのを尽くさなかったということで、失格になるという話なのです。

そういう意味で、まずは会社に対して報告依頼、報告命令が出る。ということは、逆に言うと、何を意味するかというと、本当にそこで弁護士の方がヒアリングも尽くして、違反事実を記載した報告書をきちんと出した場合には、もうそれでおしまいなのであって、その後、わざわざ前の営業部長とか法務部長をヒアリングして、供述録取する必要は全くなくなる。

そもそも排除措置命令にしても、課徴金納付命令にしても、別に個人責任を追及しているわけではないので、会社に対して、命令しているのであって、したがって、会社が社内調査で事実関係を調査して、調査を尽くしてこういう事実がありましたということで、違反事実をきちんと書いて報告した場合には、もうそれでおしまいなのであって、それ以上、個人の従業員を供述聴取する必要はまずなくなる。だからこそEUの場合には、基本的には供述調書には頼らないし、そういう意味で報告命令、報告依頼に頼った調査をやってくる。

そうすると、今の秘匿特権のこの表を見てもらえばよいので、今、一次資料、二次資料を分けるという話をしましたけれども、このところは余り実務では問題がないというのは、そういう理由なのです。

結局は、弁護士が、自分の社内の従業員、その他営業部長からヒアリングをやる。辞めた人もできる限りヒアリングして、したがって、こうこう、こうでありましたという事実をそこで報告することになってくるわけです。

そうすると、この例えば二次資料と言われる、担当者からのヒアリングメモとか法務部員の検討メモは、全部報告事項に入ってくる話になるので、いずれにせよ、きちんとした報告命令に対する回答が出た場合に、その

回答の中にはきちんとこの調査結果というのを踏まえて書かれる形になるのです。

したがって、実務的には、基本的に本当にこの仕組みで動くならば、それはヨーロッパ型の調査を思ってもらえばよいので、基本的に会社に対する継続的義務を尽くさせる、継続的な義務を尽くしたかということを中心に担保して、減免資格を失うか失わないかというのを認定するために、報告依頼を出して、それに対してきちんと報告して、報告内容が事実かどうかという、そのところで、決着を付けるという話になるので、したがって、おのずから供述録取して、供述調書を取る必要というのは、基本的になくなる話になる感じなもので、私は基本的には、まずこれで少なくともカルテル事件に対しては、今回の減免制度を欧州と同じにするという意味で、カルテルに対しては秘匿特権を認めてよいだろう。

それから弁護士立会いも、今回認めても認めなくても、結局は同じことなので、今回の改正法案、これ通って、2年か3年たってみると、もう供述録取、本当にやる必要があるのかどうかというのは、おのずから決着が付くのであって、そういう感じになるだろうということで考えてもらえばよろしいと思います。

○岸井座長 今、減免制度の利用にかなり特化した説明だったのですけれども、それ以外も含めてほかにいかがですか。

川出会員、どうぞ。

○川出会員 秘匿特権については、そもそも何のためにそれを認めるべきなのかという点を整理して検討した方がよいのではないかと思います。

その導入の必要性を手続保障という点に求めるとすれば、事業者の防御権の一環として秘匿特権を捉えることになろうかと思います。仮にそのような捉え方をした場合には、秘匿特権というのは、事業者に対して独占禁止法違反の嫌疑が掛けられ、その事業者に対して公正取引委員会が調査を開始した後に問題にされるべきものだろうと思います。

例えば、刑事手続では、被疑者とされた段階で防御権が必要となるわけですが、同じことは独占禁止法上の防御権にも妥当しますので、防御権としての秘匿特権は、事業者が当局の調査対象になった時点から保障される

ことになるだろうということです。

その上で、秘匿特権が防御にとってどういう意味を持つかというのを考えてみますと、それは、事業者と弁護士とのやりとり、コミュニケーションが公正取引委員会に明らかになってしまうと、公正取引委員会の調査に対する防御の方針、要は手の内が相手方に明らかになってしまうので、それを防ぐということだろうと思います。

ただ、そうだとしますと、この意味での依頼者と弁護士とのコミュニケーションの保護の必要性というのは、独占禁止法の分野に限って存在するものではありませんで、刑事手続でもそうですし、民事手続でも相手方当事者との関係で認められるものだろうと思います。そうしますと、独占禁止法の手続において、それをどこまで保護するかを検討するに当たっては、以前の会合においても御指摘があったように、他の法分野との整合性を考えざるを得ないと思います。

そこで他の分野ではどのように考えられているかですが、刑事手続の話をしてみますと、刑事手続においては、弁護士と被疑者・被告人の間のやりとりを秘密にする利益自体は、法的に保護すべき利益として認められています。

ただ、ここで問題になっているような弁護人から被疑者・被告人に宛てた文書等についてその秘密性が保護される利益についていえば、それは、その文書が、例えば一律に差押えの対象にならないという形では保護されておらず、差押えの必要性、相当性を判断する際の一考慮要素になっているにとどまります。

このような刑事手続における取扱いと整合性を取った形で秘匿特権を考えるとすれば、独占禁止法の分野でも、公正取引委員会が提出命令を行う際に、考慮要素の一つとして、調査開始後の弁護士と事業者の間のコミュニケーションを尊重するという形で考えるしかないのかなと思います。以上が秘匿特権を防御権の一環として捉えた場合の話です。

他方、もう一つの秘匿特権の捉え方として、それを独占禁止法に固有のものとして設計するということが考えられます。具体的には、独占禁止法固有の制度である課徴金減免制度と結び付けて、それを有効に機能させる

ためのものとして、その限りで認めるという考え方です。これであれば、他の領域との整合性というのは考える必要がありません。前回の経団連と向会員の御提案は、正にそうした枠組みで秘匿特権を認めることを念頭に置かれているのだらうと思います。

こうした制度設計は十分あり得ると思いますが、ただ、両方の資料を拝見して、問題があるといいますか、考えるべきだと思ったのは、弁護士に相談をする時点では、最終的に減免申請するかどうかは分からないので、結果的に減免申請しなかった場合でも、秘匿特権が保障されるべきだとされている点です。こうした立場に立つ場合には、秘匿特権を保障すると実態解明機能が害されるのではないかとという懸念にどう答えるかが問題になってこざるを得ないだらうと思います。

ある文書等が秘匿特権の対象になるということは、それが証拠とされないというだけではなく、その文書等を公正取引委員会がそもそも見ることができないうことを意味します。そうしますと、例えば、一次資料を見ただけでは、それがどういう意味を持っているかよく分からない場合に、二次資料を見ることによってその意味が明らかになるという場合もあるわけですから、二次資料が秘匿特権の対象になるとすれば、その意味で実態解明への悪影響は生じ得ると思います。それをどうするかということを考えざるを得ないのではないかとということです。

その解決策の一つとして考えられるのは、先ほど村上会員がおっしゃったように、実際に減免申請をした場合であれば、二次資料に対応するようなものは事業者から出てくるでしょうから、その場合には、それを提出命令の対象から除外する、つまり、実際に減免申請をした場合に限って秘匿特権を認めるというやり方です。

ただ、それでは、事業者の側から見て、課徴金減免制度をより機能させるような秘匿特権の保障にはならないということであるとすれば、別の方策を考える必要があると思います。検討の枠組みとしては、今申し上げたような形にならうかと思います。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

非常に基本的な問題を明確に出していただきました。

今の川出会員の御提案というか、御意見について何か。

佐伯会員，どうぞ。

○佐伯会員 私も今の川出会員の整理に賛成です。最終的に秘匿特権を認めるべきかどうかについて、まだ私自身が考えを固めているわけではないのですけれども、秘匿特権を認めるべきだという御意見は、一次資料については、秘匿特権の対象にならないので、秘匿特権を認めても実態解明機能を害しないのだという御主張のように、ともすると、聞こえてしまうのですけれども、実際にはそうとは限らないのであって、実態解明機能を阻害する可能性は、やはりあると思います。

そのことを認めた上で、どう考えるべきなのかということが、現在、問題となっていて、その点を考慮して、今、川出会員がおっしゃったように、減免申請した場合に限って秘匿特権を認めるというのも、両者のバランスを取った一つの解決方法だという気がいたします。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

大竹会員，どうぞ。

○大竹会員 私も川出会員の御意見に基本的に賛成でございます。以前も申し上げたように、秘匿特権の問題というのは、先ほどの御指摘にもありましたように、民事訴訟一般にも影響しますし、競争法の分野で初めて秘匿特権を権利として認めてしまうというのは、余りに問題が大き過ぎると思います。

そうになると、運用の問題で考えざるを得なくなります。運用の問題で考えるとすれば、独占禁止法特有の制度である課徴金減免制度をいかにうまく動かしていくか、その中で、弁護士の役割を認めることで、制度がうまく回るということであれば、将来、この秘匿特権を民事訴訟一般の問題として考えるときに、独占禁止法分野の運用実績の蓄積が役に立つのではないかと思います。

そうなりますと、今言われたように、秘匿特権については、減免制度との関係で運用として考えていくというのが、説得力のある道筋のように思いました。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○村上会員 よろしいですか。

私、言っていることは大した違いがないのであって、減免申請対象者に秘匿特権を認めるといっても、結局立証するときには、今の欧州のシステムは報告命令を出させて、報告で事実を明らかにさせている。そのときに、私、カルテル事件とまとめてもよいのかなというのは、そもそも実態解明というのはどこまであれば、違反事実の解明になるかということ、それは今だって、例えば10社、被疑者がいた場合に、それ全員から黒の報告書とか、黒の供述調書や自白調書が取れなきゃ、違反行為が立証できないなんて思うところはないのであって、必ず何社かは最後まで徹底抗戦して、自白を取れなくても、それは違反認定できないのではない。今だってそれは違反として、排除措置命令で課徴金納付命令、全社に対して命じているのであって、したがって、そこで実態解明という意味でどこまで秘匿特権を認めることによって差が出るのか、多少、刑事の場合と異なる。刑事はどうしても、個人責任、自然人の道義責任、追求しますから、はるかに重い枠組みが入ってくる。

独占禁止法は、基本的には事業者が払う制裁金というか、お金の話ですから、そこは多少、緩やかに考えてよいので、だから、私は、いざとなれば、カルテル事件に関しては、実際には秘匿特権を認めても、実態解明機能という意味では、そんなに結論は差はつかないだろうというふうには思っています。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。どなたでも。

泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 今のお話で、課徴金減免制度を利用した場合に限定して秘匿特権を認める場合には、二次資料に当たる書類というのは、課徴金減免制度に基づき、公正取引委員会に提出されるので、実態解明機能に影響しないということですよ。

他方、課徴金減免申請をしなかった、あるいは立入検査までにしていな

いとか、あるいはひょっとしたら、例えば立入検査時において、まだ減免申請していないものの、一旦秘匿対象であるという主張を認めて書類の中身を見ないでおくというような場合について、その後、課徴金減免申請を事後的にした場合にも、それはよいですよという形もあり得ると思うのですが、いずれにしても、最終的に課徴金減免申請しなかった場合に、特に二次資料について秘匿特権を認めるとすると、今もお話にありましたが、従来の公正取引委員会の調査よりも、更に実態解明機能が後退すると思われる。

従来、二次資料については公正取引委員会がこれまで立入調査において留置してきたし、それを証拠としても利用してきたと思います。その是非については議論があるかもしれませんが、二次資料については、実際に立入検査で留置して証拠として利用してきたわけですから、それが一定の範囲で利用できなくなるということになれば、やはり実態解明機能に対する悪影響というのは、事実あると思います。

ということで、私は、減免申請したか否かという点を、秘匿特権の範囲を画定するメルクマールにするのがよいかどうかは、最終的な判断はできませんけれども、理由があるやり方かなと思います。

ちょっと関係しないのですけれども、意見を申しますと、弁護士とのやりとり、コミュニケーションについてはどうかなのですけれども、これについてもちょっと1点気になるところがありまして、例えばこの資料の、別紙39、資料集の155頁の事例4です。

○岸井座長 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例ですね。

○泉水会員 そうです。これは明らかに弁護士とのやりとり、コミュニケーションだと思いますが、これは今の議論の流れだと秘匿対象になってしまいます。向会員の前回の御報告では、弁護士が検査妨害を教唆したような内容のやりとりは秘匿対象外だと言われるのですけれども、秘匿特権というのは、中身を見ないで、対象かどうかを決めなければ意味がないものなのではないでしょうか。

そうすると、中身を見られるものは、秘匿対象から外れているものですが、中身を見ないと、本来は秘匿特権の対象とすべきでないものが見落と

されてしまって、秘匿特権の対象になってしまうように思うのですが、これはどのような形で秘匿対象外であると判断されるのかなというのが気になりました。

○岸井座長 今のは向会員に対する質問ということですね。

○泉水会員 そうです。

○岸井座長 向会員、どうぞ。

○向会員 ありがとうございます。

まず秘匿特権というのは、前回、御説明させていただきましたように、その判別のための手続を設けるといのが大前提になっております。秘匿特権という言葉がどうしても存在自体を隠してしまえるような印象を持つのですが、実際には、存在を隠すのではなくて、こういうものがありますということは開示した上で、それはこういう内容なので、審査官に提出する必要がないという扱いを受けるということなので、存在そのものが誰にも知られないということではないという仕組みが大前提になっております。

その判別手続というものに乗せた上で、出す必要がないということになるというのが本来の形なので、そういった制度が整備されて、適切に運用されるということが前提となれば、秘匿されるべきもの、秘匿されるべきではないものが判別されていくはずだというのが、前回御説明させていただいた内容でございます。

○泉水会員 ありがとうございます。分かりました。

○岸井座長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

若林会員。

○若林会員 今の向会員のお話が、私、理解できなかった部分があるのでお伺いしたいのですが、判別手続において存在自体は隠さないということでしたが、中身も含めてそれを開示した上で、隠さないという意味ですか。

つまり中身を見ないと、秘匿対象になるかどうかというのが、なかなか判断できないのではないかと思います。

○向会員 少し実務的なイメージになってくるとは思うのですが、例えば私の方で、前回、判別手続の一つのイメージとして、資料を用意させていた

だきました。あれは欧州のベストプラクティスを踏まえながら用意いたしましたものですが、立入検査の現場において、まず弁護士の意見書のようなものがあるというときに、一瞥して弁護士の意見書であるといったことが、例えば表紙であるとか、名宛人であるとか、作成名義であるとかを見ただけで、内容に立ち入らずに、確認できる場合もあるであろうと思われます。その時点で事業者として、これは秘匿特権の対象だと考えているとの主張があり、一応そのようであるとなったときに、判別の手續に乗るということになります。

その上で、それが本当に秘匿されてしかるべきものなのかということは、その場で決まることではなく、その判断のための時間を要することになるだろうと思います。審査官とは別の方、独立性を持った方のところで、何ゆえにこれが秘匿特権の対象となるべきなのかを、事業者が説明しなければなりません。

適切な説明が示されれば秘匿の対象とされるわけですし、そうでなければ、その主張は通らないかもしれません。そういう仕組みになりますので、最終的に内容面が審査官の目に触れることなく、その書類が秘匿されるということもあり得るわけですし、逆に、内容が不適切で、秘匿されるべきものでなければ、その秘匿の主張は排斥されるのだろうという仕組みです。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○村上会員 よろしいですか。

それで、ぎりぎり詰めていった場合に、それは確かに、新制度では、減免申請者数の制限は除いてある。そうすると、最後にでも、「私、減免申請します」と言えば、それはすぐに申請者になってしまうのですが、ただ、問題はそこにあるのではなくて、もし仮に自分の会社はそのカルテルに、絶対参加していない。どう分析しても白である。

したがって、全体のカルテルがないとは言っていないのであって、自分は参加していないから白だと思っているから、いざとなった場合には徹底抗戦するから、したがって減免申請はしない、という会社があった場合に、それは全体から考えると、本当に100社のうち1社かも分からないけれども、

その事業者に対してまで秘匿特権を否定する必要があるのか。これは余り理屈でどうこうという話でない。

ただ、欧米では、そこで否定するという話は余り聞かないので、秘匿特権を認めるならそれは基本的に、アメリカ・ヨーロッパと同じような制度で、日本も認めておいた方がよいと思うので、余り申請者だけ例外だということで、ぎりぎりやっていると、日本だけまた競争法の世界で、違う制度を作るのかなという感じになってしまう。したがって、いずれにせよ余り実態解明では問題になる話ではないですが、そういうぎりぎりのときに、どうするかということと考えたら、まあ、そんなに気にする必要があるのかなという意見ですけれども、基本的には世界標準に合わせておいた方がよいというくらいの意見になります。

○岸井座長 今の意見についてどうですか。かなり重要な意見が出されたと思いますけれども。

いろいろ御意見が出ましたので、最初に川出会員が出された、秘匿特権を認める対象を減免申請した場合に限定するかしないかで、一つ線引きをする必要があるのではないかということですね。今の村上会員の議論もそれに関わると思いますので、これについて皆さんの意見を率直にいろいろ言っていただければと思います。井上会員から、経団連の意見として何かあれば、御発言いただいて構いません。

○井上会員 経団連全体としての意見は、なかなか今この場で判断するわけにはいかないのですけれども、我々の意見は前回申し上げたとおりでございます。今、座長から整理のあったお話につきましては、私の個人的な意見になりますけれども、我々の考えている協力型の体制に持っていくという考えには沿った整理の仕方になるのだろうとは思いますが。

ますますリニエンシーの活用に資するような形にはなるのだろうとは思いますが、片やそれが本当に実務上、うまく回ることになるのかどうかについては、もう少し検討しなくてはなりませんし、提出する資料の判断とか、その辺りをどういうふうにしていくのかという問題もあります。また、先ほど村上会員からお話がありましたけれども、会社として結果的に白だと判断した場合について秘匿特権が認められなければ、結局、全て

の社内での調査自体が、企業にとってマイナスに働いてしまうというような、逆の側面が若干出てきてしまい、社内調査のインセンティブというのが欠如してしまうというような懸念はあるかと考えております。

もし補足があれば、お願いします。

○岸井座長 何かございますか。

○長谷川氏 座長の御提案につきまして、まず対象とする行為類型について、リニエーションの対象になっているものを念頭に議論してはどうかというお話については、一つの整理であろうと思います。

その上で、対象とすべき書類に関して、いわゆる二次資料について、どういった扱いをするかにつきましては、これは前回プレゼンさせていただきましたように、基本的には減免申請をしたかどうかにかかわらず、つまり、減免申請をしなかった場合についても保護の対象とすることを認めていただきたいというのが、基本的なスタンスでございます。

先ほど川出会員からもおっしゃっていただいたところでございますけれども、独占禁止法固有のものとして、権利と呼ぶかどうかは別にして、今、御議論いただいている仕組みを考えた場合、佐伯会員も御指摘のとおり、確かに個別の事案に着目すれば、実際、社内で調べたものがあるという場合に、それを当局は持っていきませんということであると、持っていける場合に比べて、実態解明機能が損なわれるのではないかというのは、恐らく、そのとおりだと思います。

ただ、他方で、これは評価の問題なので、御議論いただくしかないわけでございますけれども、実際、社内調査まで到達しない案件というのもあるわけでございます。そういった案件を社内調査の段階まで持ってこさせる効果というのをどう評価するかというのが一つございます。また、実際、現行の制度の下では、社内調査に持ってこないけれども、社内調査の結果が当局との関係で保護されるということであれば、社内調査までは持ってこられますというケースが、どれぐらいあるという点を踏まえ、マクロで見た抑止効果といいますか、社会全体としての実態解明機能との見合いで、どう考えるかということかと理解しております。

○岸井座長 よろしいですか。

大竹会員，どうぞ。

○大竹会員 減免申請するつもりで調べていったけれども，結局減免申請できなかった事例はある程度の数出てくると思います。

その場合でも秘匿特権を認めてしまうということになると，減免制度との関係に限定して運用で認めるという範囲を踏み出てしまい，弁護士・依頼者間秘匿特権を権利として認めない限り，そこまで保護することを疑義なく説明するのは難しいのではないかという感じがいたします。

欧米のように，秘匿特権を広く認めている制度の下であれば，このような権利の一環として，競争法分野でも秘匿特権を認めることも考えられると思いますが，日本は秘匿特権自体を認めていないということですから，同じには考えられないように思います。

○岸井座長 今の問題，議論が2つありまして，私なりに整理させていただきますと，そもそも秘匿特権がないと社内調査を余りやらなくなるというニュアンスのお話なのですけれども，本当にそうなのかどうかというのは，まず事実の問題としてあります。

それからもう一つは，今，大竹会員がおっしゃった，日本でそもそも権利として秘匿特権が認められてない以上は，ほかの制度とも全部関連していきますので，秘匿特権が権利として認められるべきものなのかということです。

このように論点が2つあり，これらは総論的な議論ですので，この2つ，どちらでも構いません。あるいは両方にわたっても構いませんが，皆さんの御意見をこの辺についてお願いします。

泉水会員，どうぞ。

○泉水会員 事実の点での前提なのですが，二次資料といっても広い二次資料ではなくて，弁護士に依頼するための調査という前提で，弁護士に依頼しなければ出てこないという資料についての質問です。例えば経団連さんの資料でも確か，そもそも弁護士に相談しなければ生じないとか，弁護士に相談することで初めて生じるものという記述がありますが，それは正に弁護士に相談するための調査ですよ。それなのに，そもそも秘匿特権がなければ調査しなかったような事例というのがあるのでしょうか。それで，かつ，

弁護士に相談するための調査に係る資料といっても、相当幅があるように思います。そもそもこれは弁護士に相談することで初めて生じた資料があるというのが、大前提として書かれていると思うのですが、秘匿特権がないと、社内調査を行えなかったり、これらの資料を作成しなかったりするのでしょうか。

○岸井座長 いかがですか。どなたでも。

長谷川さん。

○長谷川氏 問題意識を私の方ではっきり理解しているかどうか分かりませんが、弁護士に相談するために作る資料というのは、秘匿されるから、それを前提に作られてもよいのだと思うのか、それとも、それを作った瞬間、秘匿されなくなってしまうので、結果として作らなくなるのかという理解をするかということであると思います。現状だと、それを作ると、持っていかれてしまう可能性があるので、結果として、作らない方向にインセンティブが働くというのは間違いないと思うのです。

その上で座長がおっしゃったように、事実としてそのようなことがそんなにたくさんあるのですかということについては、私どもとしては、あるのではないかと考えているということでございます。

○岸井座長 いかがでしょうか。

○村上会員 よろしいですか。

それで、今の話というのは、基本的には、価値観が分かれる話だと思うので、基本的なところで秘匿特権というのは認めるべきであるかないかという話は確かにあるので、秘匿特権というのは、これから日本でどうなるべきかということを考えるべきです。

刑事事件では秘匿特権認めろなんて言うつもりはないので、刑事事件は全然違う話です。

ただ、問題は行政調査一般の話と考えた場合に、先ほど、これ、公正取引委員会のカルテル調査だけの話なのかということ、私は基本的に弁護士・依頼者間秘匿特権というのは行政調査においては、これから先、割とほかのところの行政調査でも、基本的には認めていかざるを得ない、そういう権利だなと思っているので、それで認めればという話で、そこは確かに行政

政調査でそれは認めるべきでないという価値観に立つなら、それはそのところで否定すればよい。

私は、刑事と別に行政調査一般には、今回は独占禁止法だけの話で動きまますけれども、ほかの行政調査でも、これから先、日本では、基本的に秘匿特権というのは認めていくべき権利になるだろうと思っています。

○岸井座長 分かりました。

向会員、今のことに関連してですか。

○向会員 先ほど2つの論点として挙げておられました、2番目の方について申し上げたいことがあるのですが。

○岸井座長 権利の方ですか。

○向会員 はい。

○岸井座長 では今、両方絡めて議論しても構いませんので、どうぞ。

○向会員 まず結論から申しますと、減免申請をした、していないという、その結果の部分から見たときに、結果として、減免申請していなかったという人についてまで、秘匿ということ認めるのは、権利性を認めることになるのではないかという御指摘については、まだ、これまで私どもの方から御説明させていただいた内容で、十分尽くされていないところだったのかもしれないし、改めて考えなければいけないところ、重要な御指摘だとも思います。

ただ、そもそも今回の調査協カインセンティブというものを考えたときに、減免申請をした、していないということと、それから当該事業者が違反行為者であったのかどうかということとは、分けておくべきと考えております。先ほど来、減免申請しなかった事業者というのは、暗黙のうちに、違反行為者であることが前提になっていると思われるのですが、「違反行為者」が減免申請しなかったという、その事実を、いつの時点で確定するのかということについて、例えば行政処分を受けた時点で、確定して良いのかというと、当該事業者が争っているのであれば、その行政処分には不服があり、司法審査を受ける権利があるはずで。

その司法審査を受けた結果、その処分が取り消される可能性も、もちろんあるはずで。いつの時点で、「違反行為者」が減免申請しなかったとい

う、そのことを確定するのかということ考えたときに、あたかも、行政処分の時点で減免申請していない事業者は、違反行為者なのに、減免申請しなかった事業者だというような前提で議論してしまうのはおかしいということが、まず我々が申し上げている大前提です。

その上で、改めて今回の制度の改正を考えてみますと、減免申請を行うことについての時間軸を、今のような20営業日といった制限を外して、より延長して動機づけをすることです。これは調査が始まり継続して終わるまでの間、自分は違反行為者ではないのではないかと考えていた事業者が、当局による調査を受けながら、自らも社内調査をし、これはやはり協力した方がよいということで、思い直して減免申請するということが動機づけようとしている制度だと理解しています。

そういう意味で、ある時点で、まだ減免申請していない事業者でも、それ以降に何らかのきっかけで減免申請しようと思う人も、その枠に入れようという仕組みのほうなので、余り短期的な時間軸の中で減免申請していたか、していなかったかという基準で扱いを分けるということは、制度の改正の趣旨にそぐわないのではないかと考えています。

○岸井座長 今、よく分からなかったところがあるのですが、後で訴訟で争う可能性があるというのは、もちろん分かります。

ただ、まず、実態としては公正取引委員会と争って、勝訴した判決というのは、非常に少ないですね。それから、減免申請するかしないかというのをどの時点で最終的に判断するかということですが、訴訟になってその時点までに減免申請しなかったら、具体的には、事前聴取手続が終わったら、その後、減免申請するというのは、それは考えられないので、飽くまでも審査期間中の話ですね。訴訟の話と一緒にすると、混同してしまいます。

○向会員 調査協力インセンティブを高めるための制度の中で、実態解明機能とのバランスをどう取るかということ考えたときの、実態とは何かという問題なのですけれども、行政処分を受けたから違反行為者であるというのが実態なのかというと、そうではないはずだということを申し上げたかったということです。

○岸井座長　そういう前提では皆さん、議論していないと思うのです。違反行為者かどうかははっきり分からないとはいえ、その時点で、いろいろな事実があって、どういうふうに判断するかというのは、証拠もいろいろ、どういう範囲で取るか取らないか、取れるのかということもあるわけで、違反行為者であるということを最初から決めて議論しているわけではないので、そこは誤解のないようにお願いします。泉水会員、どうぞ。

○泉水会員　いつの時点までに減免申請したら、秘匿特権を認めるかというのは、それはいろいろな議論があると思うのです。

一番長いのは、やはり減免申請できる最後の期間とすると、事前手続きが始まるまでになると思うのです。その期間までに減免申請すれば、この秘匿特権を運用で認めましょうというか、公正取引委員会の調査権限を従来よりも制限しましょうという制度が、提案されているのだと思います。

違反行為者かどうかは、それは関係なくて、減免申請したかどうかなので、減免申請しなかった者については、従来どおりの調査権限を残しましょうということではないでしょうか。つまり、先ほど申しましたとおり、従来、二次資料については、公正取引委員会は、取っていくことはできているわけですから、従来と同じ調査権限を維持しましょう、ただし、減免申請できる最後の期間までに減免申請したら、公正取引委員会の調査権限は制限しましょうと、そういう制度なので、おかしくはないように思います。

○向会員　行政処分を受けた時点で、減免申請をしていなかった事業者が、秘匿特権を主張していたという場合に、それが何ゆえに実態解明機能を損なったことになるのかということについて意見を申し上げているということです。そういう意味で、今、泉水会員がおっしゃったお話とは、少し前提が違っているのかもしれませんが、先ほど申し上げたかったのは、その行政処分を受けた事業者が、その行政処分の時点で、違反行為者だと確定したわけではないので、そういう事業者が減免申請をしていなかったからといって、実態解明機能が損なわれたわけではないということをお願いいたします。

○村上会員　今回、そもそも減免制度でヨーロッパ流を取り入れるということは、実

態解明機能をはるかに高めるためなので減免申請した事業者に対しては、報告命令で、きちんと違反事実を公正取引委員会に報告させる。

したがって、今の減免制度よりは、はるかに実態解明機能を高めるし、公正取引委員会が違反行為を立証するのに全体としては役に立つ制度になることは目に見えている。

大部分の人間は、違反があった場合には当然、リニエンシーを申請して、公正取引委員会に協力して、自分たちで社内調査を尽くして、公正取引委員会に届け出ることになる。

したがって全体の枠組みとしては、ものすごく実態解明機能を高める制度を今、入れようとしているわけです。

そのときに、仮に1社が、「俺はそれに参加していないから、絶対白だから」と言う1社がいた場合に、それに秘匿特権を認めたから、それで実態解明機能が損なわれるのかといった場合、10社のうち例えば9社が認めて、全部確実に認めないと駄目かという、実態解明機能、カルテルの立証というのはそういう話でないのであって、行政事件の違反の話ですから、全体として実態解明機能が高まるのであって、その細かなと言ったらおかしいですが、たまたま端の1社が認めるか否かにこだわって、実態解明機能をどうこうという議論に結び付けなくても、全体として高まればよいという感じになると思います。

○岸井座長 いろいろな議論が出てきました。もう一度整理させていただきますが、一つは、最初言いましたように、この秘匿特権が認められないと、そもそも社内調査をやらなくなるとか、調査協力インセンティブが非常に低くなるという議論があるので、まずこれは事実なのかどうか。減免申請しなかった場合には秘匿特権を認めないとすると、そもそも減免申請しないと決めた人は、秘匿特権がないから社内調査をしなくなるのかという、そういう話が第一です。

それから第二は、何度も言っていますが、村上会員は、価値観と言いましたけれども、そもそもこれは権利として認められるべきものなのかということです。私は、日本の判例とか、今までの日本の法体系を見ると、将来は認められることになるのかもしれませんが、日本ではやはり権利とい

う形ではまだまだ成熟していないと思います。秘匿特権を認めた場合に何らかの利益があるとしても、非常に弱いものです。それはやはり現状としては認めざるを得ないので、それでよいのかということも含めて、第二の点について検討する必要があると思います。

それから、最後の、村上会員がおっしゃったのは、実態解明機能全体の話でありまして、これはまた、先ほどの話でいくと、実態解明にどのような影響があるのかというのは、実態解明機能の阻害を防ぐような手だても含めて、いろいろな仕組みが出てきますから、これはまた別のレベルの話になります。それぞれ関連しておりますけれども、そのような交通整理で、引き続きどのような観点からでも構いませんので、議論していただければと思います。

川出会員、どうぞ。

○川出会員 最終的に減免申請しなかった場合についても秘匿特権を認めるべきかどうかという問題ですが、この点については、その前提として、座長が第1点としておまとめになったとおり、秘匿特権がないと、社内調査が行われなくなるけれども、秘匿特権があれば、社内調査がより行われるようになり、それが課徴金の減免申請を促進することになると本当に言えるのかということが問題となろうかと思います。ただ、そのような可能性があると言われると、なかなか反論しづらいということもありますので、そこで、先ほどは、秘匿特権を認めることが、課徴金減免制度の利用を促進するのだという前提で、意見を申し上げました。

その上での話ですが、事業者が減免申請しない場合というのは、調査段階において違反事実を争っているわけですから、その場合にも秘匿特権が保障されることになると、公正取引委員会が二次資料を入手できないことになりますので、実態解明機能が阻害される可能性は否定できないだろうと思います。

そのこととも関連しますが、経団連の資料の4頁の(2)のところ、最終的に問題ない行為と判断した部分については、後に訴訟等で争う可能性があるから、公平な攻撃・防御確保の観点から弁護士との通信が秘匿される必要があるとされています。ここで言われていることは、正に防御権

としての秘匿特権の保障であり、課徴金減免制度の利用をより促進するという観点から秘匿特権を認めるのとは全く異なる理屈です。加えて、これによれば、公正取引委員会の立入調査等が行われる前に作成された資料もその対象とされることとなりますので、先ほど申し上げた一般的な防御権の理解よりも広い範囲で、権利としての秘匿特権を認めることになる点でも、問題があると思います。

○岸井座長 どうもありがとうございます。佐伯会員。

○佐伯会員 前から気にしていることの繰り返しになってしまいますが、二次資料の中にも、事実の部分と、それからそれに対する評価の部分があって、今日の資料1ですと、従業員からのヒアリングメモと、それに対する法務部員の検討メモという例が挙がっていますけれども、事実の部分については、一次資料の意味を明確にする必要があると思います。

一次資料が例えばメモという形で残っていれば、それを見ればよいのかもしれませんが、場合によっては一次資料がもう存在しない、例えばファイルが削除されていて、一次資料の内容を引用した二次資料しか残っていないという場合も少なくはないと思うのですが、そういう事実を二次資料であるということで、証拠に使えないだけでなく、およそ一切公正取引委員会がアクセスできないということになると、やはり実態解明機能に相当大きな影響を与えるように思います。

これに対して、事業者としては独占禁止法違反に当たらないという見解を持たれた場合に、なぜその事実が違反に当たらないのかということの解釈に関する検討内容、それは確かに、一番最初に川出会員がおっしゃったように、手の内を公正取引委員会に明かすこととなりますので、検討に基づいて、違反はないから減免申請しないということになった場合に、法務部員や弁護士の方の検討メモの内容にまで公正取引委員会がアクセスして、こういう解釈を取っているけれども、それに対してどういう反論をするか対策を立てるとかというような利用の仕方が望ましいかということ、それは、望ましくないという気がいたします。

そういう意味で、二次資料、あるいは弁護士とのやりとりにおきましても、事実を引用した部分と、それに対する法的な検討の部分は、分けて議

論することも可能ではないかと思えます。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

向会員，どうぞ。

○向会員 まず今，佐伯会員から御指摘いただいた部分なのですが，先ほどの川出会員の整理していただいた内容によりますと，弁護士とのやりとりの部分は手の内を明かすことになるのではないかというお話については，防御権という観点からの整理になるという御趣旨と理解いたしました。私自身が今，そういった権利性という観点からの整理や，他分野との整合性が必要といった前提の議論に立ち入る趣旨ではございませんけれども，ただ，前回の説明で申しましたように，弁護士と依頼者の方とのやりとりというのは，紆余曲折がございまして，ある時点において分かってきた内容に基づき限りでは，これは，減免申請は必要ないのではないかと，会社の方でお考えかもしれないし，こちらとして助言させていただくかもしれないということがあり得ます。

そこがうまくかみ合わないときに，弁護士と依頼者の信頼関係というのが構築されない場合もあり得ます。交通事故の過失割合の例を以前申しましたけれども，依頼者の方として，自分として思ってもいないような内容，自分が思っていたよりも不利な内容を，弁護士から説明されたときに，ほかの弁護士の意見を聞いてみたいと思われても不自然ではないという例も出させていただいたわけですが，そういう形で，弁護士と依頼者の方のやりとりは，意見の部分について，時間の経過の中でいろいろなやりとりがされることとなります。

そういうやりとりを経て，ある時点で，減免申請をするという結論に至る場合があるわけで，そういうやりとりを保護していただきたいというのが，前回，説明させていただいた内容です。

それを，今，手の内を明かすことになるかどうかというような観点から御説明いただいたのだと思えますけれども，紆余曲折を経て最終的には減免申請するという方向に動くやりとりもあるわけなので，というのがまず1点です。

もう1点，そういった弁護士とのやりとりという，今日，用意していた

だいた資料1の一番上の行と、それから2番目の行の違いなのですが、確かに御指摘のとおり、2番目の社内で作成した、いわゆる二次資料については、実態解明という部分に関わる部分があるのだらうということですが、反面、今回議論になっているカルテル行為というのは、それ自体、必ずしも生の事実そのものではなくて、当該従業員の方のある種の評価というようなところにわたる部分が少なくありません。例えば法務部員の方の検討メモなら評価なのだけれども、当該関連営業部員の方の発言は事実であると、そういった形できれいに分けられるものではない部分があります。

自分が関わった行為が、いわゆるカルテル行為であったと言うべきかどうかというような部分も、評価にわたる部分がありますので、そういう意味で、そういったこともつまびらかに、躊躇なく社内で調査の対象にして、しかるべき対応が取れるように、配慮されても良いのではないかとということをお願いしたかったということです。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

○村上会員 一つだけ先に言わせてください。

基本的に、刑事手続の実態解明機能の話と多少混同があるので、何度も言っているように、カルテルの事件で争われるというのは、別に違反していないなんてことが争われるということはほぼないので、ほかの関係者がずらっといて、みんな結局認めるような供述している中で、それで1社だけ「していない」とか言われて、問題はそうでないので、争われるというのは、違反行為を認めていない事業者が本当に参加者で最後、加担している1社なのか、実際には参加していないかという、そのところが争いになるというのが、あるとしてもそういうケースばかりなので、そのときにやはりそれには参加していないから、減免申請しないというような事業者に対してまで、今やっている秘匿特権を認めたからといって、いわゆる行政事件としてのカルテルの実態解明機能がそんなに害されるかという疑問があります。

○岸井座長 実態解明機能というのは、誰がカルテルメンバーに入っているのかを含めて解明することであると思います。それから、最近のカルテル事件を見

ると、2社、3社の寡占業界のカルテルも多いですね。

そうすると、全社が否認するということは可能性としてはあり得るわけです。したがって、特定の違反事件のタイプに限定して、実態解明機能への影響を検討するというのは、私は違和感があります。実態解明機能の言葉がひとり歩きしてしまうといけないので確認しますが、研究会では一般的に広い意味で使っていますが、村上会員は特定の違反事件のタイプに限定して考えているということによろしいですね。

○村上会員 よろしいですが、それならば、逆に言うならば、アメリカでもヨーロッパでも、全部秘匿特権というのは100%権利として認めていても、一切実態解明機能は損なわれてはいないし、立証できているというのが、現実ではありますけれども。

○岸井座長 ほかの制度との比較はまた全然違う議論になりますので、余り話を飛ばさないでください。

泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 欧米の話を出すのであれば、例えば制裁金、刑罰の金額も全然違いますし、制度全体の相違を考慮をしないではいけませんので、ここではまず日本についての議論でよいのではないですか。

○岸井座長 そう思います。ほかにいかがですか。大沢会員からどうぞ。

○大沢会員 私は法律の専門家でないので、詳しくは申し上げられないと思うのですが、やはり秘匿特権を入れるというときに、それが一般の消費者、国民に対してちゃんと説明ができるかということなのではないかと思いません。

それで冒頭、黒木会員から御指摘がありましたとおり、談合・カルテルというのは、広く国民、消費者が被害者になる違反行為です。

ですから、やはりその実態解明が進むということで、今回、こういった柔軟な課徴金制度を入れるということで、調査に協力するインセンティブを高めるために、企業が弁護士に相談しやすくする、そういう環境を整えることも必要だろうということで、この秘匿特権を入れるということであれば、ある程度理解は得られるのではないかと思うのです。

ですから、減免申請をした企業というのは、必ずこういった弁護士さん

とのやりとりとか、社内で作成した資料というのは、何からの形を変えて、同じものが公正取引委員会に提出されるわけですから、減免申請した場合に限定して秘匿特権を認めるということは多分、理解は得られるのだと思うのです。

ですから、減免申請をしない企業まで秘匿特権を認めると、それが例えば先ほど、飽くまで争うというか、違反行為に関与していないと主張する企業がいて、そういう場合はどうなのだというお話がありましたけれども、我々素人からすると、そもそも違反行為に関与していないということであれば、要するに関与していないということを弁護士さんと話しているわけだから、それは別に見られたってよいのではないかなというのが、一般の感覚と思うわけです。

そうすると、あとは、違反行為に関与しているかもしれないのだけれども、ここは争って、違反認定を受けない方が得だというようなことで争っている、そういう事業者についてまで秘匿特権を認めてしまうと、本来、事実認定に必要なものまでが見られなくなってしまうという危惧はあるのではないかと普通の人は考えるのではないかなと思いました。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

及川会員、どうぞ。

○及川会員 協調型の新しい形になったときに、事業者の方は、特に協力しやすい手続が絶対必要だと考えています。

弁護士に相談するというのは、その事実が法的にどういう評価を受けて、どういう意味があるのかということに対して、弁護士に相談しますので、その事実と評価というのが、非常に表裏一体的です。

そのところを少しうまく切り分ければ、それはよいのでしょうけれども、やっていく中で、従業員のいろいろな意見も聞かなければいけない中で、いろいろな動きがあるのだと思います。

新しい制度の中には、実態の解明をするためにも、協力しやすい手続がしっかり担保されているということからしますと、この社内で作成された二次資料については、きっちり秘匿できるという形になる方が、事業者か

らすると新しい制度に対して協力しやすい体制になると思います。

○岸井座長 及川会員、二次資料の話をされましたけれども、減免申請するかしないかの区別はどうですか。

○及川会員 というより、事実と評価を2つに切り分けることはできないのではないかと考えています。そういうのは、実際、難しいのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

○岸井座長 分かりました。

○長谷川氏 会員でないのに発言を求めてすみません。権利性の話に関連して、新しい視点といいますか、我々の捉え方というのを申し上げたいと思います。

私の理解が間違っていなければ、大竹会員の御指摘は、要するに減免制度の範囲において、減免申請の中に入ってから秘匿特権が保護されるということでない、もっと一般的に秘匿特権を認めてしまうということになるので、それは権利になってしまうのではないかとこのようなことなのではないかと考えております。

また、川出会員の御指摘の防御権的な捉え方をすると、それも権利そのものではないですかという御指摘なのだろうと考えております。

私どもとしては、とりわけ今回、証拠の価値に応じて減算を考えますということを含めた課徴金減免制度の射程は、結果的に減免制度に入るか入らないかということ以前にも及ぶと考えています。減免制度に入るか入らないかで、事業者には損得があるわけです。自分たちで調査をした方が、もし黒だった場合は、よりお得になりますということをお前提にしているわけでございます。

その意味では、例えば刑事手続を念頭に、一旦、捜査の対象になってから秘匿特権が保護されますというのではなくて、そういう有事になる以前に、通常の段階でもう常々インセンティブが働いているといいますか、自分たちが今やっていることについてどうなのか調査しようという考えが働いているという、そういう前提で考えた方がよいのではないかと考えているわけです。

そのような前提で考えたときに、通常の段階で行っている調査でありますとか、弁護士との相談というのを保護するものとすべきか、そうではな

いのかということなのだと思います。これは、刑事手続を念頭に置いて、いざ調査が入ってから防御権ですというのではなくて、それ以前の段階において自ら調査するインセンティブをどうやって担保していくかという、秘匿特権を認める射程の問題です。調査が入ってからなのだと理解するのか、もう少し定常的な段階から、秘匿特権を認める射程があるのだと考えるかどうかということだと思います。

定常的なところまで考えてしまっただけは権利になってしまうのではないかとするのは、そうかもしれません。

ただ、権利かどうかを議論する実益というのは、権利という言葉そのものにあるのではなくて、ほかの法分野と線引きができるかどうかにあるのではないかと考えています。課徴金減免制度の射程が定常的な段階にまで及ぶということであれば、その段階も含めて秘匿特権を認めたとしても、課徴金減免制度のある独占禁止法固有のものとして、整理できるのではないかと考えております。

○岸井座長 大竹会員、どうぞ。

○大竹会員 課徴金減免制度と関連さえあれば、減免申請をしなかったものを含めて全部運用ということで秘匿特権を認めることが説明できるのか、あるいは、我が国の法体系全般において秘匿特権を権利として認めた上で、その一部として独占禁止法においても秘匿特権を認めるところまで必要なのか、その限界がどこなのかという問題だと思います。

減免申請したかどうかで判断するというのは、一つの明確な基準です。それ以外に何か明確な基準があるのかということです。課徴金減免制度の関係で日常、事業者が弁護士に御相談することが役に立たないということを上申するつもりはございません。けれども、これは民事訴訟でも一般に問題になる大きな問題だと思います。

現在の民事訴訟制度の中では、秘匿特権は権利とは認められていないという一般の理解と整合性があるのか疑問があると言わざるを得ないように思います。

○岸井座長 大竹会員がおっしゃった点について、報告書（案）の54頁のアのところに書いてありますが、「我が国では、独占禁止法違反事件に係る行政調査手

続に限らず、他法令に基づく行政調査手続及び刑事手続においても、事業者に秘匿特権を認める明文上の規定はなく、かつ、裁判例上も実務上もこれを認めていない」という、これが現状なのです。

ですから、秘匿特権が権利だということで、実態解明の話は二次的になるという、そういう議論はできないと思うのです。

よろしいですか。その上で、長谷川さんは、常日頃から事業者が社内調査したり弁護士に相談したりするインセンティブについてお話をされましたが、秘匿特権は権利ではないということだとすると、結局、事実の問題に戻るのです。ですから私は論点は2つあるということを繰り返し申し上げているのですけれども、そういう形で議論していただければと思います。

川出会員、どうぞ。

○川出会員 御指摘のように、公正取引委員会による調査が行われる前の日常的な段階から、社内調査をするインセンティブを高めるという観点から秘匿特権を問題にするとすれば、課徴金減免制度をより有効に機能させるということを根拠とすることになるだろうと思います。他方で、繰り返しになりますが、防御権という観点で考えた場合には、それは、本来、事業者が調査対象になった後に問題となるものですから、その後の通信のみが対象となると考えるべきではないかということです。

資料2の2頁の「基本的な考え方」を拝見する限りでは、経団連の基本的な立場は、防御権としての秘匿特権ではなくて、課徴金減免制度をより有効に機能させるという観点から、秘匿特権を認めるべきだということだと思います。それならば、先ほど申し上げたように、立入検査前の通信まで含めて秘匿特権の対象とするということで問題ないのですが、一方で、4頁の(2)のところでは防御権としての秘匿特権の話が出てきており、そこでも同様に、立入検査前の通信まで保護の対象とされているので、整合性がとれていないのではないかということです。

○岸井座長 では長谷川さん、どうぞ。

○長谷川氏 まず最初に座長が整理された、秘匿特権が権利として認められていない以上、それを認めようというのであれば、秘匿特権がないことによる弊害があるかという事実をまずもって議論すべきという整理は、よく理解でき

ました。

先ほどの川出会員からのお話につきましては、防御権としての秘匿特権を認めることと、そうではなく、課徴金減免制度をよく機能させるものとして秘匿特権を認めることというのは、完全に切り分けられるのかどうかというのは、議論していただいた方がよいような気がしております。例えば御指摘いただいた私どもの資料2の4頁の(2)は、正に書いてあることは、防御権ではないかと言われると、そのとおりでございますが、課徴金減免申請するしないにかかわらず、こういった相談はするわけでございます。正にそのような相談をした上で、黒であれば減免申請に行きなさいというのが、リニエンシーの趣旨だろうと理解しております。

その上で相談した結果、事業者としてはこういう法的判断をするので、リニエンシーにはいきません、白だと思ったのでいきませんという判断をしたときに、その判断は正に防御そのものの理屈になるのではないかと考えています。要するに、リニエンシーにいくかどうかというのを検討する、インセンティブという話と、防御権の話というのは、重ならざるを得ないところがあるのではないかとということなのです。

○岸井座長 長谷川さんの議論の筋でいきますと、減免制度の話からとにかくどんどん芋づる式に拡大していきますので、どこまでも広く認めるという議論につながってしまうと思います。

前回、私、申しあげましたけれども、弁護士に相談しようかどうか迷っていて、お金もかかるし、相談するかどうかを確かめるために調査しようとか、そういう場合もありますから、様々な形でどんどん広がっていきますよね。

だから、余りそういう形で議論されても、抽象論になってしまうので、もうちょっとターゲットを絞った議論をしていただきたいと思います。

向会員、どうぞ。

○向会員 先ほど大竹会員からおっしゃっていただいたことと少し関係があるように思っているのですが、例えば減免申請をする方向で、依頼者の方が弁護士に相談されるとしても、その時点で減免申請すると決まっているわけではありません。

例えば弁護士への相談という、今日、用意していただいた資料の一番上の行の相談の場面のイメージですけれども、その時点ではまだ減免申請をするかしないかが分かっていないという状況で、まず相談のメールを送ろうとしているとします。このメールが、秘匿の対象になるのか、ならないのか、その時点では分からないということになると、基本的には秘匿の対象にはならないという想定で行動を取るしかなくなります。

そこが、今回、説明させていただきたい内容の核心になっています。この資料の1行目と2行目を比較したときに、2行目の二次資料については、実態説明機能との兼ね合いで考慮すべき必要性が、1行目の相談よりももう少しあるのではないかという御指摘は、なるほどそのバランスも考えなければいけないということ、先ほど理解しましたけれども、調査協カインセンティブを高めるための制度という枠内で考えるとしても、必ずしも、減免申請したかしていないかという結果にはとられない整理というのが考えられるのではないかということです。

○岸井座長 今の点について、泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 そもそも、ここでいう権利というのは弁護士・依頼者間秘匿特権で、弁護士と企業とのコミュニケーションを保護しましょうというのが前提ですよ。ただコミュニケーションに限らず、関連する情報も保護しますかというのが、ここでの争点です。

他方において、今、出てきているのは、そもそも弁護士に相談するための調査協カインセンティブや弁護士に相談するインセンティブというのが問題になっているわけですけれども、それは今でいうコミュニケーションとはだんだん離れてきています。しかも秘匿特権がなければ調査しないような事例も、秘匿特権が入れば調査するようになりますよという、相当離れてきた議論になってしまっていて、どんどんと対象が広がっているように思います。

というのが第1点。

その前提で、議論が広がっているということが疑問なのですが、その疑問はいったん措いておいて話を進めると、本来は調査するはずだったけれども、秘匿特権がないために、弁護士に相談しませんでしたという事例が、

実態として本当にあるのですかというのが、非常に疑問でして、ちょうど今日来られています大内委員にお聞きしたいと思うのですが、そもそも企業としては、一般的なコンプライアンス体制を構築して、それを実施する義務がありますし、企業の社会的責任もあります。株主に対する説明責任もありますので、一般的に秘匿特権がないから調査しませんという事例があるというのは考えにくいと思いますが、いかがでしょうか。

○岸井座長 佐伯会員も関連した御質問をされていたと思いますが。

○佐伯会員 同じ質問で、ちょっと違う言い方になるかもしれませんが、事実の問題として、秘匿特権を認められていないから、調査していないという実態があるのかという問題が一つあるのと、もう一つ、「べき論」として、先ほど、黒木会員から、事業者として調査して、もし違反があれば、報告、是正するのが社会的責務ではないかという御指摘があったわけですが、それに対して企業側としてどういうふうにお考えなのかということもお聞きできればと思います。

それから、事実として調査して、違反でないという判断をしたのであれば、なぜその違反でない事実が明らかになって困るのかという点についても併せてお願いします。

○岸井座長 ようやく核心的なところに来ました。大内さん、どうぞ。

○大内氏 御指名ですので、お話を申し上げます。

まず、私どももある程度経験がございますけれども、現実に法務部の行った調査結果を、公正取引委員会に証拠として持っていかれた、あるいはそれを使って立件されたという経験は皆無です。

よって、今、問題になっている資料が、あったりなかったりすることが、実態解明機能に影響があるかということ、そのようなことは余りないのではないかと考えています。

ただ、将来の問題としてということですので、議論されていると思います。

もう一つ、皆様が御指摘のとおり、例えば、実はこういうことで独占禁止法違反の懸念があるのだけどという相談が法務部に来るわけです。相談が来て、我々は一生懸命調べます。これはもう信じていただくしかないの

ですけれども、リニエンシー制度が導入されて以降、会社が心底、黒であると信じて、なおかつ、隠すということは、現在はもう不可能な状態になっていると思います。

そうすると、実態解明するために、皆さんに話を聞くわけです。弁護士の先生の立会いの下に、何があったのか、全部しゃべってくださいとお話いたします。今の御議論で、少しすれ違っていると思いましたが、先生の評価の部分というよりは、先生の前で事実を全部しゃべってくださいという部分が、正に秘匿特権の対象だろうと思います。ですので、事実に近い二次資料が、より問題になると思います。

これはお分かりいただきたいのですが、それぞれ担当している一人一人は、か弱い人間でして、サラリーマンですので、仮に独占禁止法違反事件に巻き込まれて、調査の対象になるとすると、家族を挙げて大変な負担になります。ですので、口が重いわけです。

我々が何を申しますかという、とにかく法的な評価については、弁護士の先生を信じてほしいということです。全てしゃべってもらって、黒であれば申し訳ないけれどもリニエンシーをすることになるでしょうと伝えます。

しかし、我々が調べて、仮に非常に危なっかしいような、うかつな言動があったとしても、心底白だと信じる場合には、全力であなたを守るので、全てしゃべってほしいと、こういうふうにお話をいたします。

実際に、これはあうんの呼吸といいますか、調査の際に公正取引委員会の方が我々の机を全部持っていくということはありませんので、そういったものが出ていってしまったということはありませんけれども、もしそういったものが持っていられるようなことがあれば、怪しいのだけれども、最終的に白だったというものについても、少し気になる発言というものが多数公正取引委員会にもたらされることになります。

そのような場合、一生懸命、聞き取り調査を行い、さらに公正取引委員会の取調べ調査があり、法的にも様々な主張があって、最終的に白になったとしても、個人にとっては大変な負担ですので、白の際に、そのしゃべったことが全部つまびらかになる可能性があるという、しゃべりにくい

のはまた事実です。

ですので、インセンティブというよりは、私を対象者に全部洗いざらいしゃべってほしい、その上で公正な取扱いをしたいというときに、仮に今のような御議論があるとすると、最終的に白の際に、全てをしゃべったことによって、非常につらい思いをするのではないかと思います。ですので、全部洗いざらいしゃべってほしいという場合に、説得しにくいということはあろうかと思います。

ただ、現実にはそのようなことはありませんので、みんな心配せずに弁護士を信じて、あったことをしゃべってくれていますので、実態解明機能に支障はありません。

白と信じた場合には、我々はリニエンシーをいたしません。黒であればいたします。

ですので、最終的にリニエンシーをしない場合に保護されないとなりますと、今の議論について、余り意味がない議論になろうかとは思っています。

座長の示された1, 2, 3点にうまく乗っているかどうか分からないのですが、実務ではそのように思っております。

○岸井座長 お伺いしたいのですが、結局、実態解明機能について問題になっているのは、秘匿特権がないことによって、調査が進まなくなるということをおっしゃっているし、それから、そういう形で向会員も御発言されていますが、そもそも弁護士に相談しようかどうかというときに躊躇してしまって、もしかしたらメールを出そうと思ったのだけれどもやめたとか、そういうことが実際、秘匿特権のあるかないかで、変わってくるのかというのが、皆さんが分からないところなのです。

今、お話を聞いていると、結局、ちゃんとつまびらかに話してくれということをおっしゃっていて、私もいろいろな形で企業の方の話聞いたことがありますけれども、秘匿特権があるからしゃべってよというよりは、はっきり言って、本人はそんなことはどうでもよいというか、むしろ別のところでいろいろ説得して、それで企業としては、やはりもし問題があったら、これはちゃんと調べて、減免申請するかどうか、どの時点で減免申

請するかが、企業にとって、経営の死活問題ですから、はっきり言って、秘匿特権の有無は余り関係ないのではないですか。

それを、今、秘匿特権がないと、調査できないとか躊躇するとかというようなことを言われても、皆さん、そこが納得できないのです。そこを説明していただきたいのです。

○大内氏　これは申し上げるのは、かえってよくないのかもしれないのですが、現状では、秘匿特権があってもなくても、事実として、たまたま秘匿対象としてもらいたい資料が調査の対象にされてきていないのです。

つまり法務部の机の中から、過去の資料を全部持っていくというような扱いを調査の際にされていないので、問題が起こっていないわけです。仮に弁護士の連絡文書を全部出ささいというようなことを公正取引委員会が調査の際におっしゃった場合に、初めて新たな問題として浮き上がってくるということですので、今までは何も、逆に言うと問題が顕在化していません。

そうした中で、秘匿対象としてもらいたい資料について出さなくてよいのか、出すべきなのかという議論を正面からすれば、もし仮に調査があれば、法務部あるいは弁護士に対してしゃべったことは全て証拠として採用されてしまう可能性があるということが明らかになると障害になるという、ある意味、逆の話を申し上げています。

○岸井座長　ほかにいかがですか。

○村上会員　よろしいですか。

何か最初の議論とは随分違うところまで進んできているので、秘匿特権というのは、今、日本の法制では入っていないというのは、これは事実なわけです。それで新しい法制を入れるという話。新しい法制を入れるので、新しい特権を入れるのだからどうするかという話。したがって、最初に入れる権利だから、非常に狭くしろという議論は出てくる。

最初に入れる権利であっても秘匿特権というのは、入れたからといっても世界の経験則上は、実態解明機能にはほとんど関係ない。それによってマイナスの影響があるわけではないというのは判明していて、だから、それを広く入れるべきだと考えています。

○岸井座長 今、審査実務についての話をしていますので、公正取引委員会の事務局から何か答えられることがあるかもしれませんが、社内で作成した資料、今、大内さんは、これは持っていかけたことはないと言いましたけれども、経団連が出した資料からすると、社内調査の資料というのは、これは弁護士に相談するための資料と、その準備のための資料も全部入っているわけですね。

例えば私が聞いた、橋梁談合事件では、弁護士さんが直接いろいろ事業者からヒアリングしたりとか、当然、そういう文書もあったようです。

新日鐵住金さんは非常にジェントルマンで調査に協力的だったのかもしれませんが、ほかの企業への審査でも、二次資料をいろいろな形で実態解明の手掛かりとして使うという、例えば一次資料の読み方をどう考えるかとか、それから二次資料で、こういうのが出てきたので、それを手掛かりにまた調べようとかいうことは、実際には、公正取引委員会の調査でもあるのではないかと思うのですけれども、これはなかなか申し上げにくいかもしれませんが、社内調査で作成された資料は審査実務で留置されていないという意見を今、大内さんは言われたので、私はそうかなと思ったのですけれども、これは答えられなければ、一般的なことでも構いませんけれども、いかがですか。

○片桐管理企画課長 座長から審査実務についての御質問がありましたので、私からお答えいたします。独占禁止法違反の疑いがある場合、御案内のとおり、例えば、国税調査における帳簿書類のように事業者に独占禁止法違反行為を示す証拠を保存する義務は課されているわけではありません。

そうすると、ノート、手帳の類いは破棄され、電子メールは消去されるといったことも多いわけございまして、密室で行われることが多い独占禁止法違反行為というその性質上、証拠が非常に残りにくいということです。また、証拠が残っていたとしても、断片的なものであることが多いです。

したがって、これまでの実務でありますけれども、本日御議論いただいている二次資料、座長が定義された二次資料ですけれども、こういったものにつきましても、留置した上で、事実関係の確認に利用していると

いう実態です。

そういったものを手掛かりといたしまして、別の証拠であるとか、供述を得る観点から、主に利用しております。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ということです。よろしいですか。

それでは、今、佐伯会員と泉水会員から質問が出た点なのですが、インセンティブの話は、繰り返しになりますが、この報告書でいきますと、54頁の2行目ですけれども、やはり今までの会員のいろいろな議論や、それからいろいろなヒアリングの結果を踏まえて、「いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権が認められていないことにより事業者に現実には不利益が発生しているという具体的事実の確認はできなかった」と、囲みで書いているのですけれども、今までお話を伺った限りでは、具体的な話がなかなか出てこないのです、私もこういうふうにかざるを得ないと思います。

ですから、これは、もしこう書くこと自体に「いや、具体的事実があるのだ」ということをはっきり言っていただければ、是非言っていたきたいし、恐らく、具体的な事実が出てこないと、我々もないものをあつたというわけにいかないのです、まずこの点について、向会員も含めてですけれども、御確認いただきたいということです。

いかがですか。これは、報告書ではこう書かれているわけで、多くの会員の方はこう理解しているわけですけれども、いかがでしょうか。

○向会員 今、大内様から御説明いただいた内容を含めて、仮に、現実には不利益が発生しているという具体的事実の確認が、本日のこの場ではできていないとしても、だからといって、このすぐ次の調査協力インセンティブの話にもつながりますけれども、秘匿特権という、今、議論されているものが要らないということにはならないと考えます。

むしろ先ほどの大内様の御説明は、全面的にということではないのかもしれませんが、実際には単に提出の対象にならなかったということではあるようですが、事実上、秘匿特権の対象とされるべきであると議論してきている資料等が、審査には利用されない形で実態解明がなされ、他方で調査への協力もされたのだと思いますので、ある意味では事

実上、運用的な意味合いで、秘匿特権がうまく機能した例を御紹介いただいたのではないかと理解しました。

○岸井座長 どういうことですか。よく意味が分からないのですけど。

○向会員 要するに、審査には利用されない形で、二次資料を作成することができるという状態があったがゆえに、社内調査も進められ、その上でしかるべき協力はされ、結果として実態解明にも役立ったと、そういうような例を御紹介いただいたものと理解しました。

○岸井座長 一つの例としてということですね。

○村上会員 弁護士をやっている人間にとってみれば、ほぼ自明の話なので、自分が聞かれてクライアントにこうやって、本音ベースでどうだと、相談を受けて答えたこと、それを後から当局に押収された場合には、非常に職務としてはやりづらいというのは、これは割と、全世界で認められているというのは、自明の話かなという気はいたします。

○岸井座長 全世界かどうか、いろいろ広い狭いもありますので、余りそう一般的に認められているという話にはならないかと思えます。

今の話で、改めてもう一度確認ですけれども、今、大内さんの話がありましたけれども、現実の不利益という点からすると、私どもは、何度も言いますが、秘匿特権がないから調査も進まなくなったという話は今までも聞いていません。秘匿特権がないから調査できなくなるとか相談できなくなるという話を出していただかないと、ベースラインから議論はできないのではないかというのが、大方の会員の基本的な認識だと思うのですけれども、それについて事実を示してもらわないと、経団連の井上会員や日弁連の向会員も立法事実の重要性についてはこれまでも盛んに主張されておりましたので、私どもとしては、防御権についても、立法事実というか、具体的な事実を示してくださいと言わざるを得ません。そういう形でお互いに議論してきています。

○村上会員 それで、逆に言えば、今回、リニエンシーが新制度になった場合に、立証手法がいろいろ変わっていくというところから、この話が出てきているものなので、そこはやはり結構、報告命令、報告依頼で弁護士なり企業に報告させるのだという、そこが非常に大きな差が出てくるからというので、

このような問題が出てきている。

○岸井座長 それは変わっていくのは分かるのですが、これはだから、具体的に制度を動かしてみなければ、村上会員の言うような報告命令が、ばんばん出てくるような形にすぐなるかというのも、これは分からないわけでありまして、この辺は、大変申し訳ないのですが、多数の意見としては、具体的な事実が示されないので、やはり現実に不利益が発生しているというのが認められなかったというのは、報告書にはこう書かざるを得ないということです。

その上で、これからのこととして、こういう形で、その後にも書いてありますけれども、より調査協カインセンティブを高める制度を有効に機能させるためにいろいろ検討するという、そういう話は当然出てくると思うのですが、秘匿特権がないと事業者が社内調査なり弁護士への相談なりをできないのかというところはベースラインとして確認していただかないと水掛け論になってしまいますし、恐らく向会員も経団連も、基本的には実態解明機能とのバランスということを考えていただいていますから、基本的にはそういうスタンスだと思うのですが、まずここは、こう書かざるを得ないということは御理解いただきたいのです。事実を示されなければ、ということです。

若林会員、どうぞ。

○若林会員 基本的に今の座長の御意見に賛成です。

皆さんおっしゃったように、実態解明に影響が出るということが考えられる中、秘匿特権が認められなければ調査しないという、その実態を前提として議論するというのが、そもそも適切かどうかということも、それが真実かどうかというのはまた別問題として、それがここで適切かどうかというのは考える必要があるかなと思います。

先ほどの泉水会員がおっしゃったような社会的責任であるとか、そういうことを考えたら、むしろ積極的に調査して、違法だということになれば、積極的に減免申請する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

向会員，どうぞ。

○向会員 私としましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、秘匿特権というものがゆえの弊害であるとか、そういうものを前回までに私なりに御説明したつもりではありますし、あと、先ほどの大内様からのお話も、具体的事実の御説明であったと理解します。その上で、全体的な取りまとめ、書き方の問題として、そういった個別の説明の量なり質なりをどう評価するかの部分で、ここはこう書いた上で、議論を次に進めるということであれば、そういう議論の進め方自体に、直ちには賛成とか理解とかというようなことは申し上げられませんが、取りまとまった時点で、各論として、ここについては異議があるということはあるにしましても、今日これまでの中で議論させていただいていた内容の方が重要だろうと思いますので、そういった内容に重きを置いて議論させていただければと思います。

○岸井座長 泉水会員，どうぞ。

○泉水会員 一言だけ申し上げますと、大内さんの言われたことは、仮に法務部から二次資料が留置されるようになったら、今後、どう行動されるかについて何も言われていませんので、裏返しとはならないと思いますし、具体的事実の説明がなされたとまでは言えないと思います。

○岸井座長 井上会員，どうぞ。

○井上会員 この1つ目の丸につきましては、座長のおっしゃるとおり、「現実に不利益が発生しているという具体的事実の確認ができなかった」というところは、私なりに読むに、現段階で、不利益が生じていないというようなことであれば、そういう認識で結構かと思います。

○岸井座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、また繰り返しになりますけれども、確認の意味で、先ほどから出ております、それから若林会員がおっしゃるように、やはり秘匿特権を何らかの形で認めると、実態解明機能を阻害するのではないかということが、いろいろな会員の方から言われていたと思うのです。

これについては、この報告書（案）の例えば55頁のオのところでは、いわゆる過去の事案の話がいろいろ出ておりまして、参考資料の別紙39です

けれども、弁護士による検査妨害を助長するような対応があった事例が記載されています。殊更これを今、具体的にこうだという形であげつらう気はないですけれども、実際、こういう形の行動を取る弁護士が過去にいらっしまったという、これは正に公正取引委員会が実際の実務で体験したということですので、これはやはり事実としてはこういうことがあります。

これからも「いや、私はそんなことをする弁護士ではありません」と、いろいろな意見はあると思いますけれども、こういうことをする弁護士もいるということです。

それからもう一つは、佐伯会員や川出会員も繰り返しおっしゃいましたけれども、二次資料について、公正取引委員会の審査局の片桐管理企画課長からも、一般的な形で説明していただきましたけれども、特に、向会員が提出された資料で網掛けを入れたものを見ると、例えば例1-1の相談内容で、情報交換の話が出てきますよね。それから例3、弁護士の面談のメモも、会合の名前とか時期みたいな話が出てきます。

これはやはり、私、直接、専門に審査している者ではないですけれども、こういう事実が出ていると、これはやはり非常に有効な手掛かりになると思うのです。これは向会員の御意見ですと、全て秘匿特権の対象ですから、もう表に出てきません。それから前回、佐伯会員がおっしゃいましたけれども、例えば例4の原本紛失というのが中に書いてあるのですけれども、これも秘匿特権の対象と書いてあります。これも出てこないということですよ。

○向会員 原本はもちろん出ます。

○岸井座長 誤って原本が紛失されてしまったと向会員が提出された資料の報告書の中に書かれているので。

○向会員 これは書かれていないという想定です。

○岸井座長 書かれていないという想定ですか。

○向会員 先日も御説明させていただいたわけですが、この括弧で書かせていただいているのは、事情として、こういうことがあったということをシナリオとして添えさせていただいているだけで、この報告書にこういう記載があったという趣旨ではございません。

○岸井座長 分かりました。例1-1は、秘匿特権の対象に入るわけですね。それから例3も入るわけですね。ですからこれはやはり、これは向会員、あるいは経団連は違うと言うかもしれませんが、露骨に隠すとか、そういうことではなくても、公正取引委員会の事実認定にかなり大きな障害になるということは、これは争えないのではないかと思うのです。

これから運用を全部変えていくとしても、それは一朝一夕にできるものではありませんので、そうすると、こういう場合には、実態解明機能の阻害というのは、やはり認めざるを得ないのではないですか。

それを更に押しても、弁護士に相談するインセンティブが失われるということをおっしゃる場合には、先ほども申し上げたように、相談を躊躇するとか相談しなかったという具体的事実が必要だと思いますが、そういったはっきりした事実が今までないわけで、そこで、これからの新制度では、みんな怖くて弁護士に相談しなくなるという主張ができるのかというのが、一つのポイントだと思います。

それからもう一つ、議論が余り今まで出ていなかったのですけれども、先ほど泉水会員が諸外国の話をされましたけれども、特に諸外国では、調査妨害に対するディスインセンティブというので、調査妨害罪もそうですけれども、EUでは、調査を何らかの形で妨げた場合に、その行為自体に制裁金が課せるという制度があります。

ただ、日本では、ここでも議論しましたけれども、これは報告書（案）の前の方に、調査妨害のディスインセンティブを強化すべきということは、皆さん、一致しているのですけれども、川出会員も御指摘されたように、調査妨害をすることによって、違反行為自体を全部うまく隠してしまったら、基となる課徴金がないので、課徴金の加算もできないわけです。

これについては、日本の制度はかなり大きな穴があるわけです。つまり調査協力インセンティブはよいのですけれども、調査妨害行為へのディスインセンティブの方が、必ずしも、十分に整備されていない面があると思います。

それからもう一つは、これは前から向会員に対して、若林会員が繰り返し御質問になっている点ですけれども、弁護士の懲戒制度についてです。

私もこの機会に勉強させていただきましたが、秘匿特権は英米法が起源の制度ですよね。英米ではやはり法律家の団体が、いわゆる法曹一元で、非常に強力な一種の、中世からのギルドの伝統があって、そういう団体が、強力な規律を維持しているのです。

しかし、日本の弁護士懲戒制度は果たして有効に機能しているのかというのは、いろいろな形で疑問も出されているので、秘匿特権の濫用に対する防止策というのも、実は今の日本の制度は、調査妨害自体の課徴金もそうですし、弁護士の懲戒制度もそうですけれども、どうも何かその辺が、十分ではないのではないかと考えています。

私、今、3つ整理させていただきましたけれども、証拠隠しの危険性と、それから事実認定の阻害と、それから調査妨害に対するディスインセンティブの不十分さという、どうもこの3つを考えると、日弁連や経団連が主張するような形で秘匿特権を認めてしまうと、実態解明機能を阻害するという可能性がかなり大きいのではないかと考えざるを得ないのですけれどもいかがでしょうか。

向会員、どうぞ。

○向会員　まず今日、改めて資料1として用意していただいた中で、3種類の資料についてあえて分けて整理していただいたということの意義を、今日の時点で、どのぐらいのところまで議論としてまとめていただくのかというのは、理解して帰りたいと思います。

その上で、先ほど一度申し上げたことの繰り返しになってしまいますけれども、そのまとめ方に関しましては、私としては意見があり得るので、もう一度その点について意見を申し上げる機会をいただければと思っております。

それから今、最後におっしゃっていただいた、弁護士側としての対応ということで、56頁になりますけれども、弁護士懲戒制度を実効性あるものとして機能させるために云々ということについては、前回、私から資料を出させていただいて、これについては、昨年11月15日付けの日本弁護士連合会の意見書において、11頁になりますが、「懲戒制度は既に実効性あるものとして機能されており」という中で、行政機関からの情報提供に基づい

て、弁護士会として手続を立件するという対応を、既に実施しており、ほかの行政機関は利用されているのですが、公正取引委員会に関する限りはなぜか利用されたことがないようですので、我々としては、既に十分な制度を持っていて、それを利用していただければよいということだということをお願い申し上げます。

併せて、先ほど海外の弁護士に対する懲戒との比較ということも御指摘ありましたが、別に海外をおとしめるつもりはございませんけれども、何をもって、海外は立派で日本はそうではないとおっしゃっておられるのかは、全く理解できないということは申し上げておきたいと思えます。

○岸井座長 泉水会員。

○泉水会員 今のお話は、弁護士会というのは法律によって自治が認められていますので、お気持ちはよく分かるのですけれども、1点だけ、質問というか、意見を述べさせていただきますと、参考資料集の、例えば、別紙39の資料4、155頁のような事案があるわけですけれども、このような場合については、公正取引委員会としては、具体的にどのような事実ないしは証拠を提出されなければならないのかとか、その辺りは分かりますか。

向会員には、以前に、この事例について懲戒の対象になるのですかと聞いて、私に聞かれても答えられませんかと言われて、個人としてはそうかもしれないと思ったのですけれども、実際にどういう資料、証拠等を提出して、どういう手続になるかについては、どうなのでしょう。

○岸井座長 いかがですか。

○向会員 別紙39の事案について、具体的にどういった資料をお持ちだったのか存じませんので、何とも申し上げられませんが、少なくともそういったことがあるのではないかと疑われるような資料をお持ちだったわけですから、それを情報提供として出していただければ、まずよいのではないかと思います。

それが足りなければ、弁護士会としてお尋ねするのでしょうか、いずれにしる、弁護士会として動くために必要なものを頂ければ、対応するということだと思えます。

先ほど申し忘れたのですけれども、先ほど読ませていただいた56頁の文

章については、少なくともそういった意味で、制度そのものの実効性、既に存在している制度そのものの実効性に何か追加的なものをお求めだという御趣旨であれば、その点で日本弁護士連合会としては、反対させていただくことになり得ると思いますが、そもそもどういった御趣旨でこの方策ということを書いていたか、もし可能であれば、事務局から御説明を頂きたいのですが、いかがでしょうか。

○向井参事官 秘匿特権に配慮した運用というのが、新制度の下で新しく始まることになり、今までない運用ですので、弁護士がどのような行為をすると、弁護士懲戒制度の対象となり得るのかということについて、日弁連の中で例えば内部基準とか、対外的に説明するとか、そういうものがなければ、なかなか動かないのではないかと問題意識を記載しているものです。懲戒に該当し得る行為の未然防止を図る観点から、例えば弁護士会の中で周知徹底していただくとか、そういうような活動があるのではないかとことです。

ということで、今ある制度が機能していないということではなく、新制度がもし入りましたという場合には、それに応じた対応というものはあるのではないかと趣旨です。

そのような議論が、研究会の中でもあったと認識しておりまして、このような文案を提示させていただいたということです。

○岸井座長 ということですね。

○向会員 今のような御趣旨であれば、少なくとも私どもとしても、新しいものが何か始まるに当たって、自主的な意味合いで考えるところがないわけではないわけですが、ただ、それはここに書いていただいているような文面だと、そのような意味として読み取れませんので、前回申し上げたように、この文は削除していただいて、日弁連の意見書の一文をむしろ引用していただくべきであるということを申し上げざるを得ません。ただ、御趣旨は今、伺いましたので、一度、持ち帰らせていただいて、ただ、次回が最後なので、次回の場でというよりも、もう少し手前で、事実上、御連絡させていただきます。

念のため、「分かりました。この文で結構です」と、申し上げているわけ

ではございませんので、よろしく申し上げます。

○岸井座長 それは今日は、この場で判断していただく必要はありません。分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、かなりこれで時間が経過しておりますので、どうしてもまだほかに言いたいことはございますか。

なるべく手短に申し上げます。

○若林会員 手短に終わります。

私の理解が間違っていなければ、先ほど佐伯会員から、弁護士の事実の評価の部分については、手の内をさらさないという意味で、認めるという方向もありかというふうにおっしゃったように理解したのです。

それはそれとしてあり得るなどは思ったのですけれども、及川会員からは、二次資料について、事実と評価が混然一体となっていて、切り分けるのが難しいというお話があったので、だとすると、本当に全部認めろという方向になりかねませんが、それは問題ではないかと思った次第です。

以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、井上会員、どうぞ。

○井上会員 54頁の下から4行目の「秘匿特権についても」というところでございますけれども、今日、いろいろ御議論いただいて、その必要性等々について、かなり皆様から御意見がありました。ですので、今は「必要性が認められた場合」と、ここには書いてありますけれども、ここは最終的には何か表現が変わるのでしょうか。

○岸井座長 事務局の方で何か答えられますか。要するに、具体的にこれからどうするかというお話ですか。

○井上会員 報告書としてこの書きぶりのままなのではないかということでございます。今日、かなり御議論いただいて、皆様から限定した必要性というのは、かなり整理があったのではないかと、私は認識しております。

○岸井座長 そういう形でもう少し書き込むということですね。

○向井参事官 本日の御議論を踏まえまして、また、事務局の方で修正案を作成させていただいて、次回会合で御議論いただければと思います。

○岸井座長 次回会合で修正案を見ていきなり議論というのでは時間がありませんので、修正案は事前に会員に送付してください。

○村上会員 しつこくなりますけれども、今回の秘匿特権を認めるというのは、飽くまで調査手法ががらっと、とにかく今までと変わるということを前提にして、議論は全てそこから前提にして始まらないと、どこまで防御権の保障を認めるかという議論は、そこの兼ね合いを踏まえて十分に議論してほしいということです。

○岸井座長 及川会員、どうぞ。

○及川会員 今の54頁の下の段落については、秘匿特権について、新制度の下うんぬんのところの表現ですけれども、今日の議論を踏まえて、やはり範囲というところがあるので、秘匿特権の範囲について合意できるところと、議論があるところを加えていただきたいというふうに思っております。

○岸井座長 それはこれからどういう形にするか、また改めて考えさせていただきます。

最後に、簡単にまとめだけさせていただきますけれども、第1点ですけれども、「そもそも論」として、秘匿特権が権利として認められるのかどうかという議論がございましたが、この報告書（案）では先ほども引用しましたように、日本では法令上は、明示的に認められていないし、それから裁判例上も認められていないということですね。ですから、こういう前提は、出発点にせざるを得ないということは御確認いただきたいと思います。

この点に関連して、細かいこととなりますけれども、日弁連から提出された資料で、具体的には判別手続のための案の最初のところで、独占禁止法第47条の調査権限を拒む「正当な理由」となるということを書かれているのですが、これは今の前提からすると、無理なのではないでしょうか。これについては、御専門の方には是非、御意見をいただきたいと思えます。宇賀座長代理、いかがですか。

○宇賀座長代理 秘匿特権が権利として認められた場合であれば、当然、「正当な理由」かどうかの問題になってくると思うのですが、研究会での、これまでの議論は、飽くまで運用で始めましょうということですよ。

運用で配慮していくということですから、その「正当な理由」とは直

接結び付かないのではないかと思います。

○岸井座長 ということです。

ですから、これは、現行の制度、判例を前提にすると、やはり運用という形にならざるを得ないので、この点は、御了承いただければと思います。

その次、範囲の話で、今、いろいろ御意見が出ましたけれども、やはり基本的には、まず減免申請した場合に限定するかどうかというのは、一つの大きな座標軸になりました。

それからもう一つは、二次資料となる文書、あるいは弁護士とのコミュニケーションをどの範囲で認めるのか。

一次資料については、意見は分かれていないのですけれども、やはり二次資料の範囲について、どういうふうに限定するのか、あるいはしないのか。するとしたら、どういう範囲に限定するのかというような、これは細かい議論になると、いろいろな議論があり得ますので、一律には言えないのですけれども、やはり文書の範囲も、今までの議論だと実態解明機能を阻害しないという観点を、もし強く出すとすると、二次資料についても、一応秘匿の対象にはするけれども、範囲を限定するとか、それから向会員がおっしゃった判別手続でチェックするとか、どういう形になるか分からないのですけれども、これはやはり範囲について限定は、今までのお話だと限定をかけざるを得ないのではないかと思います。

それから3番目に、向会員に検討をお約束していただきましたけれども、秘匿特権の濫用防止ということで、調査妨害等と併せて弁護士会の自己規律というのも、それこそ諸外国では、やはり重要な柱になっておりますので、これについてもやはり検討していただくべきかと思います。

何か今まで弁護士会が何もやっていないというような、そういうことを言うつもりはありませんので、新しい制度を導入することで、より整備してほしいという、そういうことであります。これもよろしいですね。

○向会員 今の点は、私も今の発言を持ち帰りますが、ただ、趣旨がこのままでは不明確ですので、報告書（案）の修文もお願いできますでしょうか。

○岸井座長 それはもちろん、そのつもりです。

○向会員 我々だけが持ち帰るわけではないという趣旨です。あと、追加で3点ほ

ど、私からも、ここについても検討をお願いできればという文言がございます。

1点目は、56頁の同じく中段辺りですが、弊害防止の部分ですけれども、3つ列挙されている中に、調査妨害行為自体に対する行政上の金銭的不利益処分といった制度の導入ということが書かれていまして、これについては今回行わないということであったはずですので、これが不可欠だということになると、読み方としておかしいのではないのでしょうか。そこは書き方として、御検討いただければと思います。

○岸井座長 それはそういう意図ではないと思います。

○向会員 2点目は、今日の議論では必ずしもないのですが、前回、議論していただいた39頁についても、前回の議論を持ち帰らせていただいて、改めて今日お願いしたく思っておりますが、継続協力義務に③という形で、供述聴取が挙げられている点です。その御趣旨は一応理解したつもりですが。

○岸井座長 これは全体検証でまたやります。

○向会員 最後が、58頁になります。これについても今日議論されるのか、もうお時間がだいぶ経過しているようなので分かりませんが、58頁の全体検証の直前の、下から5行ぐらいに「調査の過程で、事業者に対して随時是正を要請することが適当」と書いていただいている部分について、前回、私どもからの意見を申しました。それについても、趣旨を踏まえた御検討をいただければと思います。

○岸井座長 供述聴取についてすぐ次で議論しますので。

○向会員 分かりました。

○岸井座長 それであと、確認なのですけれども、報告書（案）の文言で56頁のところ、この「キ」というのが、基本的な報告書（案）のまとめなのですけれども、ここで「キ」のところの6行目ぐらいです。「運用において、調査協カインセンティブを高める制度の利用に係る弁護士とのコミュニケーションに限定して」と書いてあるのですけれども、いろいろ議論がありましたので、調査協カインセンティブを高める制度というのは、基本的に課徴金減免制度のことだということで、今まで議論してきたと思うのです。

もしかしたら、特に日弁連は、調査妨害行為への課徴金の加算の話も含

めると考えているかもしれないのですけれども、これは今までの議論で、基本的に調査妨害による加算は、私は性格が違うと思うので、これはもし誤解を招くようでしたら、「調査協カインセンティブを高める制度の利用に係る…」というのは、「課徴金減免制度の利用に係る…」に修文を提案したいと思います。

それから、今日、実態解明機能というのは、やはり皆さんの最大の関心事として出てきましたので、特にこの「キ」のまとめのところでは、実態解明機能を損なわない範囲という文言が、最初の56頁の囲みにも入っているのですけれども、これは本文の方にも繰り返し入れた方がよいのではないかと思います。

これをどういうふうに解釈するかというのは、いろいろな考え方がありますが、報告書の記載ぶりについての私の提案ですけれども、「運用において、課徴金減免制度の利用に係る弁護士とのコミュニケーションに限定して、実態解明機能を損なわない範囲において、秘匿特権に配慮することが適当と考える。」こんな文書にしたらどうかと思います。今日の議論を踏まえてですけれども、これが私の提案です。これをどうするかというのは、次回、最終的に判断したいと思います。

減免申請した場合に限定して秘匿特権を認めるかどうかということについては、減免申請した場合に限定すべきという意見が多数だったのですけれども、最終的にどうするかということについては、今日は保留ということにしたいと思います。よろしいですか。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川氏 意見があったということを書いていただければというのが2点でございます。

まず、そういう実態があるのかというお話はあったのですけれども、社会全体を踏まえた上での抑止効果とか、そういった視点の意見もありましたということ、どこかに書いていただければというのが一点でございます。

もう一点は、先ほどの佐伯会員、あるいは若林会員の御意見との関連で、時間もないので、これ以上、議論はできないと思うのですけれども、資料

に記載されている法的評価、あるいは今後の方針について、それを保護する場合に実態説明機能が損なわれるのかどうかというのは、まだ議論の余地があるかと思います。

さらに先ほど向会員からお話がありましたけれども、不適切な助言等についての弊害措置が採られることを前提にすれば、なおさら、保護してもよいような気がしなくもないです。議論してコンセンサスを形成することまでは無理だと思いますので、そういった意見があった旨、明記していただければ有り難いと思います。

○岸井座長 とりあえず今日は、ここでそういう意見を出したということによろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、2時間半やりまして、皆さん、お疲れかと思えますけれども、継続して大丈夫ですか。休みを入れる必要はないですか。大丈夫ですね。

それでは秘匿特権については、一応こういう形で、ほかは特にはないですか。あと1点、判別手続ですね。これについては前回、宇賀会員から確認があったと思うのですけれども、裁判手続で対応するというのもあり得るのですけれども、秘匿特権そのものを運用で配慮するという形ですから、恐らく日本で初めて秘匿特権という制度が入ることになります。そうすると、公正取引委員会の方で、何らかの判別手続を設けていただくという、とりあえず他の法体系との関連もありますので、いきなり裁判所で判断するということにはならないと思いますし、皆さん、恐らくそういう前提で議論されたと思うので、これもよろしいですか。

それでは、何点か確認させていただきましたけれども、これで秘匿特権についての議論を終わらせていただきたいと思います。

その次、供述聴取に関する議論が残っております。それとあと、全体検証で、5時までということでお話ししていますから、あと30分以上ありますので、言いたいことはあると思いますので、供述聴取について議論がある方、遠慮なく言ってください。

及川さん、どうぞ。

○及川会員 ありがとうございます。

今日、事務局から出していただいた資料1の、社内で作成した資料のと

ころにもありますように、担当者からのメモというのが大変重要だというのがうかがわれます。

今後、調査協力をしていくということと、先ほど申し上げましたように、協力しやすい手続にしていく制度設計が必要だと考えておきまして、その中で、メモの録取、やはり記憶をきっちり戻して、社内で調査をきっちり進めるためにも、メモの録取の必要性というのは、今度の新しい制度になるときに、より重視されてしかるべきではないかというふうに私は考えております。

あと、もう一つですけれども、この（４）のところではなくて、全体に絡みますけれども、先ほど正しく座長が、範囲の中で細かい議論が必要だというふうにおっしゃいましたけれども、今日、大内さんに来ていただきましたが、飽くまでも大内さんのケースでお話をされたわけなので、細かい議論が、もっとこれからも必要だというふうにした次第です。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

○村上会員 よろしいですか、供述調書の方で。

今回の法改正をして、それでその後２年ぐらい見てみれば、大体、感じは分かるので、私は、基本的に減免申請している人間に対して報告依頼、報告命令を出して、大部分の企業は、当然、担当弁護士が付きますから、大体は違反事実を認めてくるような、そういう報告書を出してくるだろうというふうに予測しているし、今のビジネス界の慣行からしてそうなる。

そのときに、報告の依頼に対する回答で、違反事実が十分にそこで書き込まれた後、あえてその後、従業員に対して同じような調書を取る必然性があるかという、これはヨーロッパでもやっていないのであって、基本的には、そういう意味で供述調書に頼って立証するという、それはやらなくなるし、供述録取自体の比重というか、あれは少なくなるというか、むしろなくなるというのが、私、もしこの改正法案が通った後の動きというのは、そうなるだろうという感じなのです。そうすると、供述聴取時の手続保障について、全く否定する必要も特にない。実際に改正法案を通して、最終的には２年程度たってから様子を見て、そんなに意味がない供述聴取の場合には、弁護士立会いを認めてやったって、何ら弊害はないし、

そういうことになる。その辺で決めればよいのかなと。

もう一つだけ言わせてください。

それで、ここで最後に、供述調書は課徴金減免制度における減免率を決める際の評価対象にしない点については余り聞いたことがないので、それは弁護士立会いを仮に認めても、供述調書というのは録ることはないわけではない。中には非常に立派な調書が録れていることもある。

供述調書は当局が証拠評価をするときの一つの要素になってこれは構わない。これは逆に言えば、報告依頼を出して、その回答が来た場合でもやはり、その回答を全部素直に事実として認定してできるわけではない。中には当局に迎合して、事実関係を書いてくる話もあるので、その評価のところは供述調書であろうと、それから報告依頼に対する回答であろうと、結局は正確な証拠の評価をして、事実認定してもらわなければどうしようもないという話なので、あえて報告命令と供述調書、そんなに分けることはないだろうという感じです。その1点ぐらいです。

○岸井座長 それは村上会員の御予測として承ります。

ただ、1点だけ言っておきますけれども、減免申請していない場合は、報告命令等に対する回答においても、やはりさっきの秘匿特権と同じ問題が残りますので、減免申請しない場合は、やはり供述調書は報告命令等への回答だけでは足りない部分を補う形で利用しないと駄目だと思います。

○村上会員 だから、おっしゃることは分かる。だから、それは、結局は同じことをしているのです。供述調書だろうと、何だろうと、100%、例えば10人被疑者がいたら、全員から自白調書を取れなければカルテルの違反というのは認定できないとは限らないということです。

○岸井座長 それはまたさっきの話に戻ってしまいますので。

○村上会員 今だって、そうではないのであって、そういう意味で、供述調書には、結局は頼らない形で実際には運用できるし、そうなるだろうという意味ですから。

○岸井座長 村上会員の御意見はよく分かりました。

それでは、供述聴取についてほかにいかがですか。向会員、どうぞ。

○向会員 先ほどちょっと先走って申し上げてしまいましたが、せっかくお時間を

頂きましたので、58頁の調査の過程で事業者に対して随時是正を要請という、これで良いのだという御説明の部分についてなのですが、我々としては、現時点では、この内容がどういったものなのか次第で、理解に不足があり得ますので、例えばどういったことを想定されているのか。もし可能であれば、御説明いただければ、それもまた理解の材料にしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○岸井座長　いかがですか。

○向井参事官　例えば公正取引委員会として調査をしてきて、それで事業者からいろいろな資料が出てきますと、全体の事実関係というのは、ある程度明らかになるわけです。その段階で、例えば従業員を我々のところに呼んで供述聴取を行ったときに、今まで報告を受けたことと違う事実が述べられている。そういう場合に、我々は、その供述聴取の内容を録取して、そのまま従業員が虚偽の報告をした、だから調査妨害であり、課徴金を加算するというような運用は、余り建設的ではないというふうに考えております。

そういう場合には、公正取引委員会としては、例えば、事業者に対して、「この従業員から話を聞いているのですが、今まで報告を受けた話とちょっと違うのですよ」と事業者に伝えて、再度、例えば事業者において内部で調査していただけませんかというようなことをお願いするという事になるかと思えます。

その場合、例えば事業者として、自ら従業員に対してヒアリングしていただき、コーポレート・ステートメントみたいなものを作っていただく、それで報告していただくというようなやり方もあるでしょう。そうしますと、あえてその従業員に対して、我々も再度お話を聞くという必要はなくなるのではないかということです。

そのように、何が問題であったのかということ、なるべくコミュニケーションを取りながら、審査長等と事業者や代理人弁護士との間で、十分なコミュニケーションを取りながら是正を図っていくというような趣旨です。

○岸井座長　よろしいですか。

○向会員　私どもの方で申し上げたのは、極めて事案の核心にわたる部分について、

供述人自身の発言内容についての認識と、それについて供述人が会社に報告した内容と、それから調書案の内容とがそれぞれずれている場合を含め、何しろ何十頁にもわたることがあるような調書案ですので、いろいろな部分に、供述人としての記憶と、どうしても食い違う部分が出るということがありますと、その結果、調書の作成が円滑に進まなくなるということが、過去にも起こってきたと理解していますし、今後も起こり得るということですので。

例外的な場合かもしれませんが、その結果として虚偽供述ということにさえなり得る場面なのであれば、先ほど、建設的ではないという御説明もありましたけれども、まさしくそのとおりだと思いますものですから、何が問題になってしまっているのかを、一堂に会して解決できる手だてがないかということをお願いしているわけです。

例えば言い方として、供述聴取への立会いという呼び方で正面から議論することが、今までの実務であるとか、あるいは他の法分野との整合性とかということで差し障るのならば、そうでない形ではありながら、問題を解決する手だてというのは何かあるのではないかと考えます。

そういうものが某かここで示されれば、前向きな、建設的な議論にもなるのではないかと思いましたが、今、おっしゃっていただいたことだとまだ少しそこには足りていない気がいたしますが、こちらでも検討はさせていただきますし、また、もう少し御検討いただければとも思います。

○岸井座長 これはまた改めてということにしたいと思えます。

それでは、この供述聴取について、特にほかに御意見、何かありますか。

それでは、基本的にこの報告書の内容で意見集約ができたということによろしいですね。

及川会員。

○及川会員 この場面ですと、新制度に向けての検討をしているわけですので、56頁の囲みにありますように、今後の新制度に向けて、囲みの最後ですけれども、「今回の見直しに併せて拡充する必要はない」という表現になっているのは、私どもからしますと、このままだと反対せざるを得ないというふうに申し上げます。

○岸井座長 具体的にはどういふことでしょうか。

○及川会員 先ほども申し上げたように、調査協力するときには、メモの録取というのが、記憶を戻すためにも重要だということも、今後の新制度としてはあ
るのではないかということ踏まえた表現にさせていただきたいということ
です。

○岸井座長 実態解明機能との関連で、ずっと問題が出ていましたよね。

○及川会員 はい。

○岸井座長 ですからそれは、実態解明機能を損なわない範囲でというような、そう
いうことでよろしいですか。例えばメモですと、現在でも審査官が許可し
た場合は、一定の条件で認めるとか、それからあるいは問題があった場合
は苦情処理とか、従来に比べて認められている部分も多いので、そういう
ものの運用でやるというようなことも考えられますので、どういう形なの
か、もうちょっと詳しく御意見をください。

○及川会員 少なくとも今、座長が言っていたことをしっかり書いていただく
のも、一つの方法かと思ひます。このままだと、まるでそういった運用が
なされているにもかかわらず、あたかも後退したような印象さえ受けかね
ないので。

○岸井座長 これは、独占禁止法審査手続についての懇談会の報告書を基に、いろい
ろ制度の拡充がなされたので、それ以上は必要ないだろうという意味です。
もし制度の運用面でいろいろ御意見があるのであれば、それは報告書に
書くというか、ここで御意見を言っただいて、具体的に公正取引委員
会がいろいろ運用で対応するということもあり得ますので、その辺は、文
言のことも含めて、もうちょっと事務局とやりとりするということがよろ
しいですか。

○及川会員 はい。

○岸井座長 ほかにいかがですか。

大沢会員、どうぞ。

○大沢会員 文言はこのままで私は結構だと思うのですが、やはり先ほどから
御議論があるとおりに、供述調書というのは、非常に重要な部分は今後も残
ると思うのだけれども、ただ、それが今までと同じ比重でよいのかという

ことは、やはり特に実際に運用される公正取引委員会の方には、よく考えていただいて、新時代に合った手続というか、そういうふうな努力をしていただきたいというのが希望として、何らかそういうことが少しにじむとよいなとは思ったのです。

○岸井座長 この点はただ、前のインセンティブを高める制度のところでは、供述調書の比重が低くなるだろうということは、どこかで書いてあったと思うので、それでよろしいですね。

○大沢会員 はい。

○岸井座長 それでは、これでよろしいですか。
長谷川さん。

○長谷川氏 2点ございます。

1点は、私ども、プレゼンテーションで3点、ICレコーダーの持込みでありますとか、メモ取りなどをお願い申し上げますので、そういった意見があったことをどこかに書いていただきたいと思えます。

もう1点は、今まで正に実態解明機能との関係で一定の弊害が考えられるので、例えばメモを取ってはいけないとか、そういう御議論があったわけですけれども、他方で、それに対しては今回、調査妨害による課徴金の加算などそういった弊害への手当てが、一定程度なされているということもあります。そういった手当てがなされています、というところも、(4)のまとめの中で、本文にとは限りませんが、書いていただければと思います。

○岸井座長 これも検討課題にさせていただきます。

それでは、よろしいですか。

これで、手続保障について、2時間40分やりましたけれども、もうこれで議論は最後ですから、心残りのないように、もし何か言いたいことがありましたら。よろしいですか。

それで、向会員、秘匿特権のところでは、私、最初に整理したときに、私的独占とか不公正な取引方法については、基本的に、この報告書における検討の対象にしないということで、議論を進めるということで、それは整理にすぎませんよと言ったのですけれども、この点についてはどうされま

すか。

○向会員 先ほど56頁の記載の内容として、課徴金減免制度という書き方にしていた
ただくという御提言を頂いたことを持ち帰らせていただくのと併せて持ち
帰らせていただきます。

○岸井座長 それでよろしいですね。

時間がもう押してまいりますが、最後に、新制度全体の検証ということで、
これは時間も押しておりますので、事務局の方から、本当に簡単に御
説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○向井参事官 それでは11回会合で配りました各論検討資料に基づきまして説明させ
ていただきたいと思います。

時間もありませんので、6頁以降の検討のポイントで説明させていただ
きたいと思います。

論点としては3つあると思いますが、まず1点目といたしましては、今
まで検討してきた制度につきまして、課徴金額の水準はどうかということ
です。

これにつきましては、例えば今回の見直しにつきましては、算定期間の
上限の撤廃や延長、業種別算定率の撤廃とか、そういうものを議論してき
たわけですが、例えば算定期間については、長くても10年とか、基本算定
率につきましても、引き上げたとしても、諸外国に比べますと、それほど
高いものではないということですので、今回の改正によりまして、課徴金
の額が過大となるものではないのではないかとということです。

あとは、本研究会の結論として、EUのように前年の総売上高の10%を
総上限と決めて、その総上限の範囲内で公正取引委員会が裁量で、課徴金
の額を決めるという制度ではないということですので、総上限というのも
特に設ける必要はないのではないかとということです。

2点目が、課徴金制度の透明性や機動的な発動が確保されるかというこ
とですが、今回の制度は、公正取引委員会の専門的判断に委ねる部分とい
うのは必要最小限になっております。また、専門的判断に委ねる部分につ
いてもガイドライン等で明確にするということでもありますので、透明性や
機動的な発動が確保された制度ということになるのではないかと思います。

最後に、全体検証ですが、このような制度ですと、特に二重処罰の問題とか、そういう問題も出てこないのではないかとということです、憲法上の問題や他法令との整合性についても、問題はないのではないかとということです。

さらには、今回の改正は従来の課徴金制度の趣旨・目的の範囲内の改正ですから、独占禁止法の法体系全体の中でも、特に突出したものではなく、一貫性・整合性は確保できているのではないかとということです。

事務局からは以上です。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

これは議論の復習みたいな部分が大きいので、独自にこちらで議論するとなると、特に6頁の課徴金の水準、総上限の問題ですね。それから、透明性・機動性のところで何かあるかもしれませんが、これについて、あるいはほかのところでも、もちろん構いません。いかがでしょうか。

○岸井座長 村上会員。

○村上会員 2点だけ言わせてほしいのは、この新制度で制裁金の話というのは決して終わった話ではないのであって、確かに、カルテルについては非常に整備されてきた、制裁金として整備されてきたことは間違いない。

ただし、いまだに行政上の制裁なのか、不当利得の剥奪なのかの基本的な法律の性格のところは、きちんと分けていないという話なのであって、長い目では、きちんと行政上の制裁であるということに性格づけして、したがって算定ルールも、それに合わせたように直していくということは、今回で随分改善されましたけれども、それはやはり長期的課題で残るだろう。

それから2つ目が、これが最後で、今回はカルテルについては、一応何だかんだ議論はした。ただ、一番残っているのは、カルテル以外の3条違反行為、排除型私的独占とかその他様々な不当な取引制限等があるので、それについては、全く今回進展はなかった。資料にも書いてありますけれども、今の現行課徴金制度のカルテル以外のそのほかの制度というのは、いろいろな制度があるけれども、一貫性とか整合性というのは完全に欠けている制度になっているので、それを一度、包括的かつ機能する制裁金制

度を構築していくというのは、今後の課題と残るので、それはむしろきちんと書き込んでもらいたい。これで決して終わるわけではない。

むしろカルテル以外のところというのは、ほとんど手付かずで、問題点がそのまま残っているので、そこは今後の検討課題であるので、これだけはきちんと書き込んでもらいたいというのが意見になります。

○岸井座長 分かりました。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

及川会員、どうぞ。

○及川会員 6頁の下から6行目に「事業者にとっても、以下のような観点から、新制度が過度な負担になることはないのではないか」という表現があるのですけれども、これは再三、私、申し上げていますけれども、中小企業にとって、今後の新しい制度が書面中心になるということは、大変大きな制度の転換になります。この書面のやりとりをするというのが、実務上、これは大変負担になると理解しています。

なおかつ、今後の実務ですと、税法による保存で、書類をとっていますので、この保存期間、あるいは算定期間の問題の延長との兼ね合いで、ここの表現ぶりは、過度な負担になることはないのではないかという表現になっていますけれども、中小企業にとっては、かなりの負担になると受け止めております。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

特に、これはどうしてもというのはありませんね。

それでは、全体検証については、報告書でブランクになっておりますが、今日、事務局の方から報告していただいた内容、それから、ここでの発言をどういうふうに加味するかですけれども、次回には、この全体検証の部分も追記した報告書(案)の修正案を基に議論するということになります。これは事前に報告書(案)の修正案を作って、会員の皆さんに回すような形にしたいと思います。

○向井参事官 報告書(案)の修正案と併せまして、こちらの全体検証について追記した報告書(案)の修正案を、あらかじめ会合の前にはお配りしたいと思

います。

○岸井座長 ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、無事予定していた時間には終わりそうですので、皆さん御協力ありがとうございました。

それでは、本日までの検討を踏まえまして、事務局において第3の15の論点の追記を含め、報告書（案）を修正していただき、次回の会合において最終報告書（案）として提示してもらいたいと思います。

次回の会合では、この最終報告書（案）を基に議論していただいて、研究会としての意見がまとまれば、本研究会の最終的な報告書として取りまとめたいと考えております。

軽微な修正を要する場合は、最終的な報告書の内容は、私に御一任いただければと考えております。

また、大幅な修正を要する場合は、研究会としてどのように取りまとめるか、次回の会合で御検討いただくことになろうかと思っております。

こういう形でよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、次回の会合等について、事務局の方から御説明をお願いします。

○向井参事官 次回の第15回会合ですが、3月30日の木曜日、午後2時から開催予定です。

今、座長から御説明がありましたように、報告書（案）を修正いたしまして、次の会合におきまして、最終報告書（案）を提示したいと思います。最終報告書（案）につきましては、会合の前には会員の皆様に御送付させていただきたいと思っております。

以上です。

○岸井座長 ありがとうございました。

今の説明について、特に御質問とか御意見、ございませんか。

それでは、本日の会合の議事概要につきましては、事務局において作成し、近日中に公表させていただきます。

別途議事録を作成し、こちらについては会員の皆様にも御確認いただいた上で公表することといたします。

また、今後の研究会をもし御欠席される場合は、座長を通じて意見を提出していただくことができますので、その場合はなるべく早目に事務局まで御連絡ください。

それでは、本日は長丁場でありましたが、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。これにて終了いたします。